

資 料 編



## 目 次

1	うるま市地域防災計画修正等状況	資料編-1
2	うるま市防災会議条例	資料編-2
3	うるま市防災会議条例施行規則	資料編-4
4	うるま市災害対策本部条例	資料編-6
5	うるま市防災会議委員	資料編-7
6	石油コンビナート災害応急対策マニュアル	資料編-9
7	災害対策配備要員名簿	資料編-20
8	避難道路一覧表、位置図	資料編-21
9	緊急輸送道路一覧表、位置図	資料編-25
10	天願川水系天願川浸水想定区域図	資料編-28
11	知事が水位到達情報（避難判断水位）の通知及び周知を行う河川	資料編-33
12	重要水防区域内で危険と予想される区域	資料編-35
13	重要水防区域外で危険と予想される区域	資料編-36
14	土砂災害警戒区域指定状況	資料編-37
15	土砂災害危険箇所	資料編-41
16	地すべり防止区域指定状況	資料編-45
17	急傾斜地崩壊危険区域指定状況	資料編-46
18	県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域	資料編-46
19	海岸保全区域	資料編-47
20	災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）	資料編-49
21	消防法施行令別表第1	資料編-57
22	災害時における企業・事業所等との支援協定一覧表	資料編-60
23	防災関係機関等の連絡先一覧	資料編-62
24	うるま市の主な災害等の履歴	資料編-68
25	避難確保計画作成および避難訓練実施の必要がある要配慮者利用施設一覧	資料編-72
26	報告様式等	資料編-78

## 1 うるま市地域防災計画修正等状況

	年 度	主 な 修 正 等 内 容	備 考
1	平成17年度	・ 合併による市地域防災計画の作成	
2	平成19年度	・ 河川法改正に伴う修正 ・ 土砂災害警戒情報の運用開始に伴う修正 ・ 市及び関係機関の組織改編による修正	
3	平成21年度	・ 上位計画である「沖縄県地域防災計画」の改正に伴う修正 ・ 市の組織改編による修正など	
4	平成27年度	・ 災害対策基本法の改正に伴う修正 ・ 国の防災基本計画の修正に伴う修正 ・ 沖縄県地震被害想定調査及び沖縄県津波被害想定調査の被害想定の見直しによる修正 ・ 東日本大震災の教訓を踏まえた修正	全面的な見直し
5	令和5年度	・ 災害対策基本法の改正に伴う修正 ・ 国の防災基本計画の修正に伴う修正 ・ 上位計画である「沖縄県地域防災計画」の改正に伴う修正 ・ 市及び関係機関の組織改編による修正 ・ 「共通編」の作成 ・ 「概要版」の作成	全面的な見直し

## 2 うるま市防災会議条例

### うるま市防災会議条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、うるま市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) うるま市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 沖縄県の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) うるま警察署及び石川警察署の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (5) うるま市副市長、教育長、消防長及び各部の部長等
  - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - (7) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、その者の職に在職する期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日条例第 183 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 5 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(うるま市防災会議条例の一部改正に伴い経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する収入役の職務等の取扱いは、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により当該収入役の任期中在職する間に限り、第 1 条の規定による改正後のうるま市防災会議条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 24 日条例第 53 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 うるま市防災会議条例施行規則 うるま市防災会議条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日  
規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うるま市防災会議条例(平成 17 年うるま市条例第 11 号)第 5 条の規定に基づき、うるま市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第 2 条 会長は、必要があると認めるときは防災会議を招集し、防災会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、副市長にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき、又は軽易なものについて専決処分することができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 防災会議を招集する場合は、委員に対し招集の日時、場所及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

4 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。この場合において、代理者は、当該委員と同一の機関又は団体に属する者でなければならない。

5 前項の代理者は、委員とみなす。

6 委員は、代理者を出席させる場合は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届けなければならない。

(公表の方法)

第 4 条 地域防災計画の公表及びその他公表を要するものについては、うるま市公告式条例(平成 17 年うるま市条例第 3 号)の例による。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬の額は、うるま市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年うるま市条例第 33 号)により支給する。ただし、委員が市職員である場合又はその他特別の定めがある場合は、これを支給しない。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、企画部危機管理課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 39 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 27 日規則第 36 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 16 号)抄

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 5 月 28 日規則第 38 号)

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。



## 4 うるま市災害対策本部条例 うるま市災害対策本部条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、うるま市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 うるま市防災会議委員

## うるま市防災会議委員

(令和6年2月現在)

	機 関 名	役 職	備 考
1	うるま市役所	市 長	会 長
2	中城海上保安部	部 長	
3	陸上自衛隊勝連分屯地 第15高射特科連隊第2高射中隊	第2高射中隊長	
4	海上自衛隊沖縄基地隊	司 令	
5	うるま警察署	署 長	
6	石川警察署	署 長	
7	沖縄県中部土木事務所	所 長	
8	沖縄県中部農林土木事務所	所 長	
9	沖縄県中部保健所	所 長	
10	沖縄気象台	地域防災推進課長	
11	沖縄電力株式会社 送配電本部 配電部 うるま支店	支 店 長	
12	西日本電信電話株式会社 沖縄支店	設備部長	
13	うるま市赤十字奉仕団	委 員 長	
14	中部地区医師会	うるま班長	
15	うるま市消防団	団 長	
16	うるま市自治会長連絡協議会	会 長	
17	うるま市社会福祉協議会	会 長	
18	うるま市女性団体連絡協議会	会 長	
19	うるま市民生委員・児童委員連絡協議会	会 長	
20	J-POWER ジェネレーションサービス株式会社 石川石炭火力発電所	所 長	
21	勝連漁業協同組合	代表理事組合長	
22	与那城町漁業協同組合	代表理事組合長	
23	うるま市建設業連合会	会 長	
24	沖縄石油基地株式会社	代表取締役社長	
25	一般社団法人 うるま市観光物産協会	理 事 長	
26	うるま市商工会	会 長	
27	うるま市母子寡婦福祉会	会 長	
28	うるま市役所	副 市 長	会長職務代理
29	うるま市教育委員会	教 育 長	
30	うるま市役所	総務部長	
31	〃	企画部長	
32	〃	企画部参事	防災所管部長
33	〃	財務部長	
34	〃	福祉部長	
35	〃	こども未来部長	
36	〃	こども未来部参事	

## 資料編

	機 関 名	役 職	備 考
37	〃	市民生活部長	
38	〃	市民生活部参事	
39	〃	経済産業部長	
40	〃	農林水産部長	
41	〃	都市建設部長	
42	〃	都市建設部参事	
43	〃	会計管理者	
44	〃	水道部長	
45	うるま市消防本部	消 防 長	
46	〃	消防本部参事	
47	うるま市教育委員会	社会教育部長	
48	〃	社会教育部参事	
49	〃	学校教育部長	
50	うるま市議会事務局	議会事務局長	

## 6 石油コンビナート災害応急対策マニュアル

### 目的

このマニュアルは、平安座地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）で、事故等が発生した場合の市の組織体制及び応急措置等について特別に掲げ、被害の軽減を図ることを目的とする。

本マニュアル以外の事項については、市地域防災計画第4章災害応急対策計画（基本編）によるものとする。

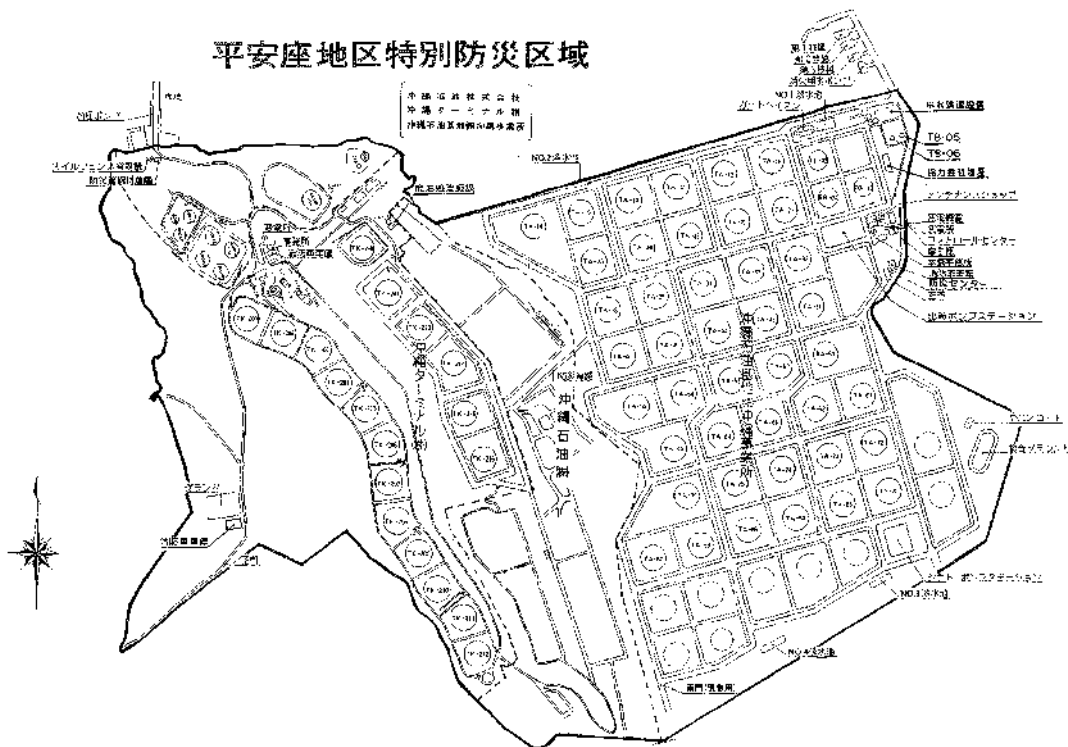
また、このマニュアルは、沖縄県石油コンビナート等防災本部が作成する沖縄県石油コンビナート等防災計画を補完するものである。

### 第1節 特別防災区域の概要

当該特別防災区域は、与勝半島の北東、金武湾沖に位置し、海中道路で沖縄本島と連絡されている。与那城平安座（南西部の集落は除く）及び宮城島との間を埋立てて出来た与那城平宮地区である。指定区域の総面積は、4,190,277㎡で、その状況は下記のとおりである。

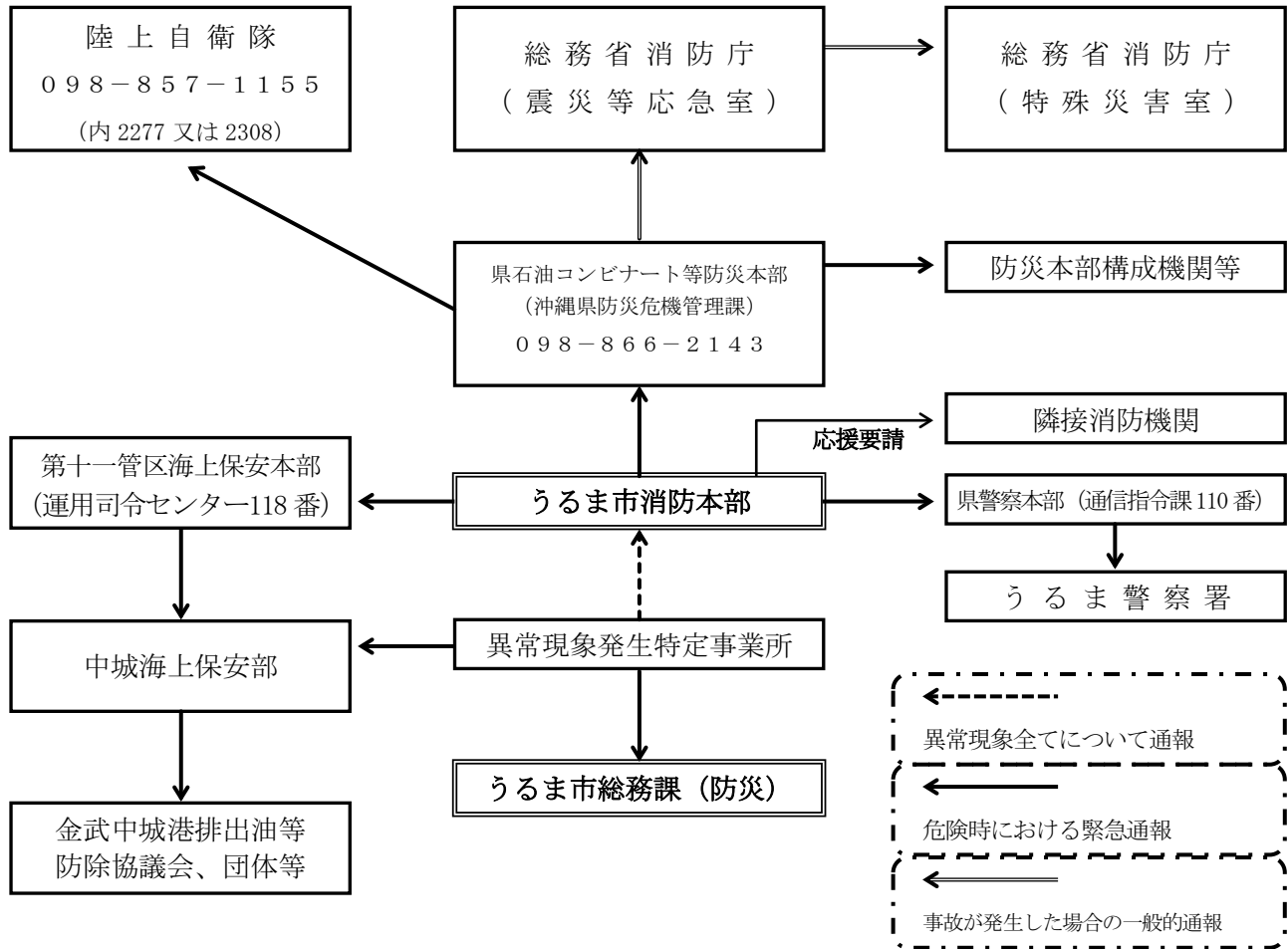
平成29年10月1日現在

区 称	平安座地区石油コンビナート等特別防災区域	
所在地	与那城平安座及び平宮	
態 様	石油貯蔵、石油燃料供給	
地 区	面積 (㎡)	種 別 及 び 事 業 所 名
		第一種事業所
平安座	893,200	沖縄出光株式会社 沖縄油槽所
平安座	1,219,332	沖縄ターミナル株式会社
平 宮	2,077,745	沖縄石油基地株式会社 沖縄事業所



出典：沖縄県石油コンビナート等防災計画

第2節 異常現象の通報経路図



第3節 防災体制の種類と基準

種類	一般的な基準
災害警戒本部	① 特定事業所に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に当該特定事業所の自衛防災組織等並びに管轄消防機関、警察及び海上保安機関等によって災害を鎮圧し、その拡大を防止できるとき。 ② 災害の状況により、市長が防災体制を命じたとき。
災害対策本部	① 災害の規模が甚大で、防災関係機関が総合的な応急対策を実施するとき。 ② 災害の状況により、市長が防災体制を命じたとき。

#### 第4節 災害警戒本部の設置

特定事業所等から災害の通報があり、災害警戒本部の設置が必要と認めるときは、副市長（副市長が不在又は連絡不能な場合は総務部長）を本部長とする災害警戒本部を設置するとともに、危機管理課防災担当職員を速やかに現地に派遣して情報収集にあたるものとする。

##### (1) 災害警戒本部長

災害警戒本部長は、「うるま市地域防災計画 第3編 風水害等編 第1章 災害応急対策計画 第1節 組織計画」によるものとする。

##### (2) 配備人員及び事務分掌

災害警戒本部設置時における各部の配備人員は、次のとおりとする。

ただし、災害の状況に応じて各部局長等は増減を行うものとする。その際、各部長は、配備要員名簿（別紙様式）を作成し、企画部参事へ報告するものとする。

部	課名	配備人員	主な事務分掌
統括情報部	全体統括班	全員	① 各部との連絡調整 ② 被害状況の収集（総括） ③ 関係機関との連絡調整 ④ 特別防災区域等への災害情報の伝達等 ⑤ 災害警戒本部の運営に関する事
	広報班	2名	① 三役への連絡調整及び報道機関への対応
避難支援部	避難所班	15名	① 避難所の開設、運営に関する事
物資支援部	輸送班	2名	① 人員輸送・物資輸送車両の確保に関する事 ② 被災者等の輸送に関する事
施設管理部	教育施設班	4名	① 所管する学校施設の被害調査に関する事 ② 所管する学校施設の避難所開設に関する事
	道路対策班	6名	① 道路等の交通規制（県警と連携）に関する事 ② 住民の避難誘導に関する事
	水道対策班	3名	① 避難所等での給水に関する事
市民支援部	要支援者支援班	10名	① 所管する高齢者、障がい者等の独居世帯の把握、避難対策等に関する事
	外国人支援班	1名	① 関係自治会への連絡に関する事
	教育支援班	10名	① 教育委員会所管の被害状況の総括に関する事 ② 児童生徒の避難誘導及び安全確保に関する事
保健衛生部	救護班	6名	① 避難住民の健康相談等に関する事
	環境保全班	2名	① 当該地域沿岸の流出油の被害調査及びその対策に関する事
救命救助部	消防総務班 警防班 予防班 消防班	状況に応じて配備	① 災害情報等の緊急広報に関する事 ② 火災の防ぎよ、救急、救助活動に関する事 ③ 被害状況、応急活動状況の把握に関する事 ④ 住民の避難支援に関する事 ⑤ 近隣消防等への応援要請に関する事
産業復興部	農水産業復興班	2名	① 水産関係の被害調査及びその対策に関する事

**(3) 災害警戒本部での主な協議事項**

警戒本部長は、本部を設置したときは速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

開催場所	市役所本庁舎東棟3階庁議室
主な報告事項	① 各部の配備体制に関すること ② 災害及び被害状況に関すること
主な協議事項	① 応急対策に関すること ② 避難準備情報に関すること ③ 災害対策本部の設置に関すること ④ 災害警戒本部の廃止に関すること ⑤ その他本部長が必要と認めること

**(4) 避難所の開設準備**

避難支援部避難所班は、施設管理部教育施設班と連携し、避難指示等が発令された場合、直ちに避難所が開設できるよう体制を整えておくものとする。

また、避難所開設に係る人員等の輸送車両については、物資支援部輸送班と調整するものとする。

当該区域の災害等に係る避難所は、本マニュアル第6節避難計画(3)の施設を予定しているが、災害状況により、宮城島への通行が困難な場合も想定される。この場合、危機管理課は、要員の派遣方法や避難所の開設等について、関係機関と調整するものとする。

**(5) 避難行動要支援者の把握**

市民支援部要支援者支援班は、平安座、桃原地区の避難行動要支援者を把握し、避難指示等が発令された場合、消防や警察、当該地区の自治会長等と連携し、速やかに避難支援が実施できるよう体制を整えておくものとする。

**(6) 住民の避難誘導等の体制準備**

施設管理部道路対策班は、住民避難のための道路の安全確認、交通規制を行った場合の迂回路について、消防や警察等の関係機関と調整し、体制を整えるものとする。

**(7) 児童・生徒等の安全確保**

児童・生徒等の安全を確保するため、危機管理課は、当該区域で事故等を覚知した際、速やかに市教育委員会、彩橋幼小中学校及び保育園に電話等により直接情報の通報を行うものとする。

通報を受けた市教育委員会、彩橋幼小中学校及び保育園は、校庭内にいる児童・生徒等を校舎内へ避難させる。その際、窓ガラスから離れるよう留意する。

また、避難指示等が発令された場合に備え、児童・生徒等の人数確認、保護者等への連絡体制を整えておくものとする。

**第5節 災害対策本部の設置**

特定事業所等から災害の通報があり、災害の規模が甚大、又は災害状況から直ちに地域住民の避難等を実施する必要があると認められるときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、危機管理課防災担当職員を速やかに現地に派遣して情報収集にあたるものとする。

**(1) 災害対策本部員**

災害対策本部員は、「うるま市地域防災計画 第3編 風水害等編 第1章 災害応急対策計画 第1節 組織計画」によるものとする。

なお、本部長が不在、又は連絡不能な場合は、「うるま市地域防災計画 第3編 風水害等編 第1章 災害応急対策計画 第1節 組織計画」により、副市長が本部長を務めるものとする。

**(2) 配備要員及び事務分掌**

「うるま市地域防災計画 第3編 風水害等編 第1章 災害応急対策計画 第1節 組織計画」によるものとする。

なお、災害の規模等によって、各部局長は配備要員の増減を行うものとする。その際、各部長配備要員名簿（別添様式）を作成し、総務部長へ報告するものとする。

**(3) 災害対策本部での協議事項**

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

開催場所	市役所本庁舎東棟3階庁議室
主な報告事項	① 各部の配備体制に関すること ② 緊急措置事項 ③ 災害及び被害状況に関すること
主な協議事項	① 応急対策に関すること ② 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ③ 自衛隊及び関係機関への応援要請に関すること ④ 避難の指示等・警戒区域の指定に関すること ⑤ 市民および近隣市町村向け緊急声明の発表に関すること ⑥ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ⑦ 国・県への要望及び陳情に関すること ⑧ その他災害対策の重要事項に関すること



## 第6節 避難計画

特別防災区域に係る災害が発生した場合、この災害から当該地域住民及び特定事業所の従業員の生命身体の保護を図るため、関係機関が相互に連携を保ちつつ迅速に講ずる避難措置について定めるものとする。

### (1) 実施体制

#### ① うるま市

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するために必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

#### ② 県警察（うるま警察署）

警察官は、特に必要があると認め、かつ市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、自ら避難のため立退きを指示することができる。

また、災害によって危険な事態が生じ、住民に対する措置が急を要する場合、避難させる等必要な措置をとる。

上記措置をとった場合、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

#### ③ 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）

海上保安官は、特別防災区域の地先海域において火災等の災害が発生し、又は災害が沿岸諸施設及び隣接区域に及ぶおそれがある場合で特に必要があると認め、かつ、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、自ら地域住民、船舶乗組員に対し、避難のための立退きを指示することができる。

#### ④ 自衛隊

災害派遣により災害現場等に派遣された自衛官は、警察官がその場にはない限り住民に対し、避難について必要な措置を行う。

上記措置をとった場合、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

### (2) 避難指示の基準及び伝達

種別	基準	伝達内容	伝達方法
避難指示	① 大規模な火災で風下に拡大するおそれがあるとき	・指示者	状況に応じ、次の伝達手段により行い、警鐘、サイレン等を用いて周知徹底を期する
	② 大規模な爆発が発生し又は発生するおそれがあるとき	・避難理由	
	③ 有毒ガスの漏洩又はそのおそれがあるとき	・避難対象者 (危険区域)	
	④ 油が敷地外及び海域に流出し又はそのおそれがある場合	・避難時期	
	⑤ その他避難の必要がある事象が発生し又はそのおそれがあるとき	・避難場所 ・避難経路	
		・携行品	・防災行政無線
		・その他注意事項	・広報車
			・対策要員
			・自治会組織
			・巡視船艇

### (3) 避難対象地域、避難先、避難経路

災害発生区域の避難対象地域、避難先、避難経路は次のとおりとするが、災害の状況により臨機応変に変更するものとする。

特定事業所	対象地域	避難予定場所	主な避難経路
沖縄石油基地（株） 沖縄石油（株） 沖縄ターミナル（株）	与那城平安座	・平安座地区コミュニティ防災センター ・与那城小学校	伊計・平良川線（海中道路）を通過して避難先の与那城小学校へ移動
	与那城桃原	・桃原公民館 ・宮城島コミュニティ防災センター	県営一般農道を通って避難先の宮城島コミュニティ防災センターへ移動



#### (4) 避難誘導等

市対策要員（施設管理部道路対策班）、消防職員、警察官、その他関係機関の職員等、複数の関係者が避難誘導等にあたることから、連携を密にし、効率的な避難誘導に留意するものとする。

- 例
- ・〇〇地域は市及び市消防が担当、〇〇地域は警察が担当
  - ・避難経路誘導は警察、残留者確認は市と市消防が担当
  - ・上記関係機関から数名1組で複数の班を作り、誘導から残留者確認を担当など

また、災害の状況によっては、桃原地域への通行が困難になることも予想される。この場合、市消防本部が所有するボート・水上バイクや県警察、中城海上保安部、陸上自衛隊及び海上自衛隊等の協力を得て空路・海路から対策要員の派遣や支援物資の輸送等について調整する。

**(5) 避難誘導時の留意事項**

## 誘導者の留意事項

- ① 避難時の事故を防ぐため、避難者の適切な誘導、監視を行う。
- ② 避難経路の要所に誘導者を配置する。
- ③ 危険箇所に要員の配置及び縄を張る等の標示を行う。
- ④ 地区、自治会等の単位で誘導することに努める。
- ⑤ 船舶の誘導にあたっては必要に応じ巡視船艇等で行う。

## 避難順位

- 第一順位：病弱者、高齢者、歩行困難な者、傷病者、幼児・児童、妊婦等  
 第二順位：健常者やその他の者  
 最終順位：対策要員等

## 避難者に対する留意事項

- ① 携帯品は貴重品等必要最小限のものとする。
- ② 避難の指示にはただちに従う。
- ③ 避難先では責任者の指示に従う。
- ④ 避難をするときは、ガスの元栓、電気のスィッチを切り、火の元には特に注意する。
- ⑤ 家の戸締まりを徹底する。
- ⑥ 有毒ガス漏洩の場合、風上に向かって移動し、鼻や口をマスク及びタオル等で覆い避難する。

**(6) 避難所の開設**

市は、避難所を開設したときは、県（防災危機管理課）をはじめ県警本部（警備第2課）やうるま警察署、平安座、桃原自治会等の関係機関・団体に避難所を開設した旨の連絡を行う。

**(7) 避難所の運営**

避難所の運営については、避難支援部避難所班が中心となり、自治会長や地域の民生・児童委員、避難者等の協力を得るものとする。

また、収容されている避難者に係る情報の早期把握のため、避難者カードを作成し、人数や要配慮者の把握等に努めるものとする。

災害対策本部は、避難所における食糧や飲料水、毛布などの物資について、人数等を確認し、関係部署や関係機関・団体と連携しながら物資の調達に努める。その際、高齢者や乳幼児に配慮した物資の調達にも留意するものとする。

**(8) その他留意事項**

- ・ 災害対策本部は、関係部署や関係機関・団体が円滑的確な活動ができるよう内外の情報共有に努めるものとする。
- ・ 避難所において要配慮者の支援がスムーズに行われるよう状況に応じ、当部署の要員や保健師の避難所への派遣について留意する。
- ・ 避難指示等の重要な情報については、防災行政無線による広報のみではなく、広報車や現地要員など重複した情報伝達に努める。また、平安座・桃原自治会及び彩橋幼小中学校、保育園には電話等にて確実に伝達する。
- ・ 避難指示等に備え、住民等の避難輸送に係る車両などについて、関係機関等と調整を図るものとする。

## 第7節 警戒区域、交通規制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関は地域住民の生命、又は身体を保護し、災害応急対策を円滑に実施するため、警戒区域の設定及び交通の規制を行う。

### ● 警戒区域

#### 1 実施機関及び実施内容

##### (1) 消防機関（うるま市消防本部）

- ① 消防長、与勝消防署長又は委任を受けた消防職員は、警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限し、又避難の必要がある場合には市長の委任に基づく警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域から退去を命ずる。
- ② 消防長、与勝消防署長、又は委任を受けた消防職員は、必要がある場合にはうるま警察署長、警察官又は中城海上保安部長、海上保安官に対し、①の事項の実施を求めるものとする。
- ③ 消防職員又は消防団員は必要に応じ消防警戒区域を設定し、関係者以外の者の退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。
- ④ 消防職員又は消防団員は必要に応じ、警察官に対し消防警戒区域からの一般人の退去の確保を求める。

##### (2) 県警察（うるま警察署）

- ① 消防長、与勝消防署長又は委任を受けた消防職員が現場にいないとき、若しくはこれらの者からの要求があったときは、警察官は（1）の①の事項を実施する。また、これらの者が現場にいないために職権を行使した場合には、直ちにその旨をこれらの者に通知する。
- ② 消防職員又は消防団員の要求があった場合には、警察官は消防警戒区域から一般人を退去させるものとする。

##### (3) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）

- ① 消防長、与勝消防署長又は委任を受けて警戒区域の設定を行う消防職員が現場にいないとき、若しくはこれらの者から要求があったときは、海上保安官は（1）の①の事項を実施し、付近船舶の航行及び停泊を制限又は禁止する。また、これらの者が現場にいないため職権を行使した場合には、直ちにその旨をこれらの者に通知する。

#### 2 警戒活動の要領

- ① 付近住民、往来者、その他の者に対し、警戒区域を設定した旨、周知徹底を図る。
- ② 警戒区域等をロープなどで展張し、あわせて警戒要員を配備する。
- ③ 住民に対し火気の使用制限、立入禁止及び警戒区域等外への退去を周知徹底させる。
- ④ 警戒区域等の設定及びその周知にあたっては、ロープ、立札、防災行政無線、広報車等の効果的な活用を図る。

● 交通規制

1 実施機関

(1) 県警察（うるま警察署）

- ① 災害の発生場所、その規模、態様、道路及び交通の状況に応じ、歩行者や車両の通行の制限、又は禁止その他必要な交通規制を行う。
- ② 必要があると認めるときは、迂回道路を明示して一般の交通に支障がないように努めるものとする。

(2) 道路管理者（県道、市道等）

- ① 道路管理者は、道路が破損、決壊、その他の事情により交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、当該道路の区分を定め、通行の制限又は禁止を行う。
- ② 道路管理者は、①の通行の制限又は禁止を行うときは、関係機関に意見聴取又は通知するとともに、付近の一般通行人に周知させるように努めるものとする。

2 交通規制活動の要領

① 警察官による交通規制及び道路標識の設置
② 避難誘導、迂回道路標示板の設置
③ 広報活動の実施（防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、日本道路交通情報センター（866-4840）への情報提供による広報活動）

第8節 現地防災本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県石油コンビナート等防災本部長（県知事）の指示のもと現地防災本部が設置されることになる。この場合、関係機関が連携のもと、緊急に円滑かつ的確な防災活動を実施するものとする。

(1) 現地防災本部の組織

- ① 沖縄県石油コンビナート等防災計画により、平安座地区の特別防災区域の現地防災本部長は、うるま市長と定められている。また、現地防災本部員については、下表のとおりとなっている。

平安座地区		海 域	
現地防災本部長	現 地 防 災 本 部 員	現地防災本部長	現 地 防 災 本 部 員
うるま市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 那覇産業保安監督事務所長</li> <li>・ 第十一管区海上保安本部長</li> <li>・ 沖縄労働局労働基準部長</li> <li>・ 沖縄県警察本部長</li> <li>・ 沖縄県知事公室長</li> <li>・ 沖縄県環境部長</li> <li>・ 沖縄県子ども生活福祉部長</li> <li>・ 沖縄県商工労働部長</li> <li>・ うるま市消防本部消防長</li> <li>・ 沖縄出光（株） 取締役沖縄油槽所長</li> <li>・ 沖縄ターミナル（株） 代表取締役常務</li> <li>・ 沖縄石油基地（株） 取締役執行役員沖縄事業所長</li> </ul>	第十一管区 海上保安本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 那覇産業保安監督事務所長</li> <li>・ 沖縄県警察本部長</li> <li>・ 沖縄県知事公室長</li> <li>・ 沖縄県環境部長</li> <li>・ 沖縄県農林水産部長</li> <li>・ 沖縄県土木建築部長</li> <li>・ うるま市長</li> <li>・ うるま市消防本部消防長</li> <li>・ 沖縄出光（株） 取締役沖縄油槽所長</li> <li>・ 沖縄ターミナル（株） 代表取締役常務</li> <li>・ 沖縄石油基地（株） 取締役執行役員沖縄事業所長</li> </ul>

- ② うるま市長が不在、又は連絡不能な場合は、副市長が現地防災本部長の職務を代理する。
- ③ 現地防災本部員は、必要に応じて現地防災本部長が招集する。

## (2) 現地防災本部事務局

- ① 現地防災本部の業務の運営を円滑にするため、事務局を設け、現地防災本部の庶務を行う。
- ② 事務局には事務局長及び職員若干名を置く。
- ③ 事務局長には、次の者を充て、事務局職員には事務局長の所属する課及び消防本部の職員をもって充てる。

特別防災区域	事務局長
平安座地区	うるま市総務部総務課長
海域に係る場合	中城海上保安部 警備救難課長

- ④ 本市に現地防災本部を設置した場合、当該本部の事務局職員は、総務課2名と消防本部2名の計4名をもってその運営にあたるものとする。人数については、総務部長、消防長の判断により増減できるものとする。

## (3) 現地防災本部の設置場所

災害状況の総合把握及び指揮が容易な場所とし、一応下表のとおりとするが、状況に応じて変更することができるものとする。

特別防災区域	設置場所	所在地	電話番号
平安座地区	うるま市役所市長応接室 又は市長が指定する場所	みどり町1-1-1	098-979-6760
海 域	中城海上保安部内又は 第十一管区海上保安本部長 が指定する場所	沖縄市海邦町3-45	098-938-7118

## (4) 連絡員

- ① 現地防災本部員は、自らの業務を補佐させるため、自機関の職員の中から連絡員を選任し、現地防災本部に同行させることができる。
- ② 連絡員は、災害の情報及び自機関のとっている措置等について把握し、その内容を自機関の現地防災本部員並びに事務局に対し報告する。
- ③ 連絡員は、現地防災本部の調整事項及び関係機関がとっている措置等を関係機関に連絡する。
- ④ 連絡員は、その他現地防災本部員が指示する事項について連絡する。

## 7 災害対策配備要員名簿

## 災害対策配備要員名簿

(災害名： 令和 年 月 日 ( ) 警報発表)

企画部参事様

部長

	職名		氏名		配備時間		備考		
	課名	職名	職員番号	氏名	日付	時間	勤務時間	その他	
1						時 分から 時 分まで	時間	分	
2						時 分から 時 分まで	時間	分	
3						時 分から 時 分まで	時間	分	
4						時 分から 時 分まで	時間	分	
5						時 分から 時 分まで	時間	分	
6						時 分から 時 分まで	時間	分	
7						時 分から 時 分まで	時間	分	
8						時 分から 時 分まで	時間	分	
9						時 分から 時 分まで	時間	分	
10						時 分から 時 分まで	時間	分	

※ 記入については、災害警戒本部、災害対策本部及び現地対策本部に配備されているもの、又は主管部局長等から出勤命令があり、かつ災害対策要員として従事したものに限り、(通常業務の延長としての業務対策は含まない。)

## 8 避難道路一覧表、位置図

No	位置づけ	名称	延長 (m)
1	一次避難道路	安慶名地内線	266
2		安慶名具志川線	2,246
3		具志川上江洲線	1,130
4		兼箇段 4-14 号線	1,069
5		宮里城原線	1,075
6		勝連 2-8 号線	186
7		勝連 5-5 号線	742
8		勝連 5-2 号線	373
9		与那城 26 号線	3,665
10		与那城 31 号線	880
11		勝連 2-52 号線	1,755
12		石川西線	691
13		石川 30 号線、35 号線	1,230
14		勝連 6-2 号線	1,009
15		勝連 4-4 号線	797
16		勝連 7-2 号線	602
17		勝連 2-1 号線	1,085
18		具志川 109 号線	3,723
19		具志川 108 号線	525
20		具志川 4015 号線	876
21		与那城 41-6 号線	212
22		与那城 41-8 号線、42 号線	367
23	二次避難道路	石川 25 号線	1,113
24		石川 64 号線	929
25		東恩納 2 号線	926
26		天願中央線	1,092
27		具志川 2-75 号線	364
28		尻川高江洲線	1,201
29		赤道地内線	698
30		高江洲前原線	495
31		前原公民館線	647
32		豊原西線	857
33		照間地内線	358
34		与那城 1 号線	818
35		与那城 91 号線	160
36		与那城 58 号線	763

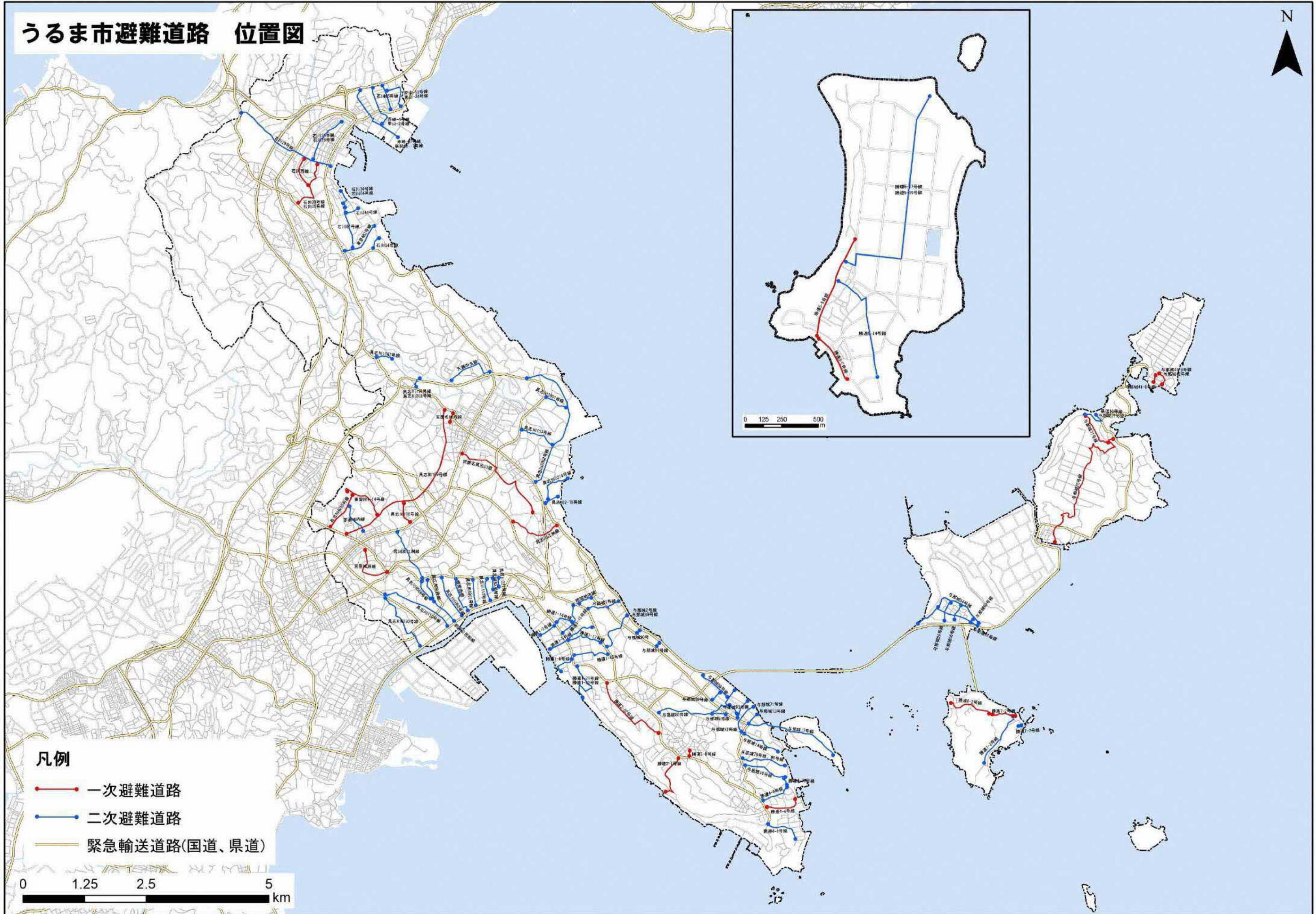


## 資料編

No	位置づけ	名称	延長 (m)
37	二次避難道路	与那城 99 号線	293
38		与那城 71 号線	479
39		与那城 12 号線	731
40		与那城 93 号線	313
41		与那城 14 号線	884
42		与那城 17 号線	2,000
43		勝連 4-1 号線	804
44		与那城 86 号線	2,016
45		勝連 7-2 号線	1,259
46		与那城 18 号線	1,499
47		与那城 54 号線	1,229
48		与那城 66 号線	400
49		石川 65 号線	591
50		赤崎-1 号線、新開地-1 号線	1,449
51		具志川 103 号線	838
52		勝連 1-6 号線	556
53		勝連 1-15 号線	845
54		勝連 1-5 号線	1,072
55		勝連 1-15 号線	776
56		具志川 221 号線	266
57		具志川 112 号線	540
58		具志川 6067 号線	606
59		具志川 6060 号線	972
60		具志川 110 号線	1,581
61		具志川 6050 号線	1,425
62		与那城 2 号線、89 号線	1,034
63		与那城 78 号線、96 号線	1,009
64		与那城 16 号線	978
65		勝連 7-7 号線	135
66		石川 29 号線	2,276
67		具志川 2088 号線	3,032
68		勝連 4-6 号線	659
69		勝連 1-21 号線、1-22 号線	1,258
70		勝連 1-3 号線	422
71		東山-11 号線、24 号線	763
72		赤崎-4 号線、東山-2 号線	961
73		石川 34 号線、64 号線	419
74		石川 44 号線	345
75		石川 34 号線	349

## 資料編

No	位置づけ	名称	延長 (m)
76	二次避難道路	具志川 1067 号線	412
77		具志川 116 号線、202 号線	304
78		具志川 2001 号線	561
79		具志川 2074 号線	804
80		与那城 90 号	151
81		与那城 9 号線	352
82		勝連 1-14 号線	451
83		勝連 1-17 号線	807
84		具志川 6070 号線	309
85		具志川 6059 号線	496
86		与那城 20 号線	501
87		与那城 69 号線	169
88		県道 10 号線、与那城 29 号線	632
89		勝連 5-17 号線、5-19 号線	1,624
90		勝連 5-14 号線	818
91		与那城 13 号線	304
92		勝連 4-76 号線	229



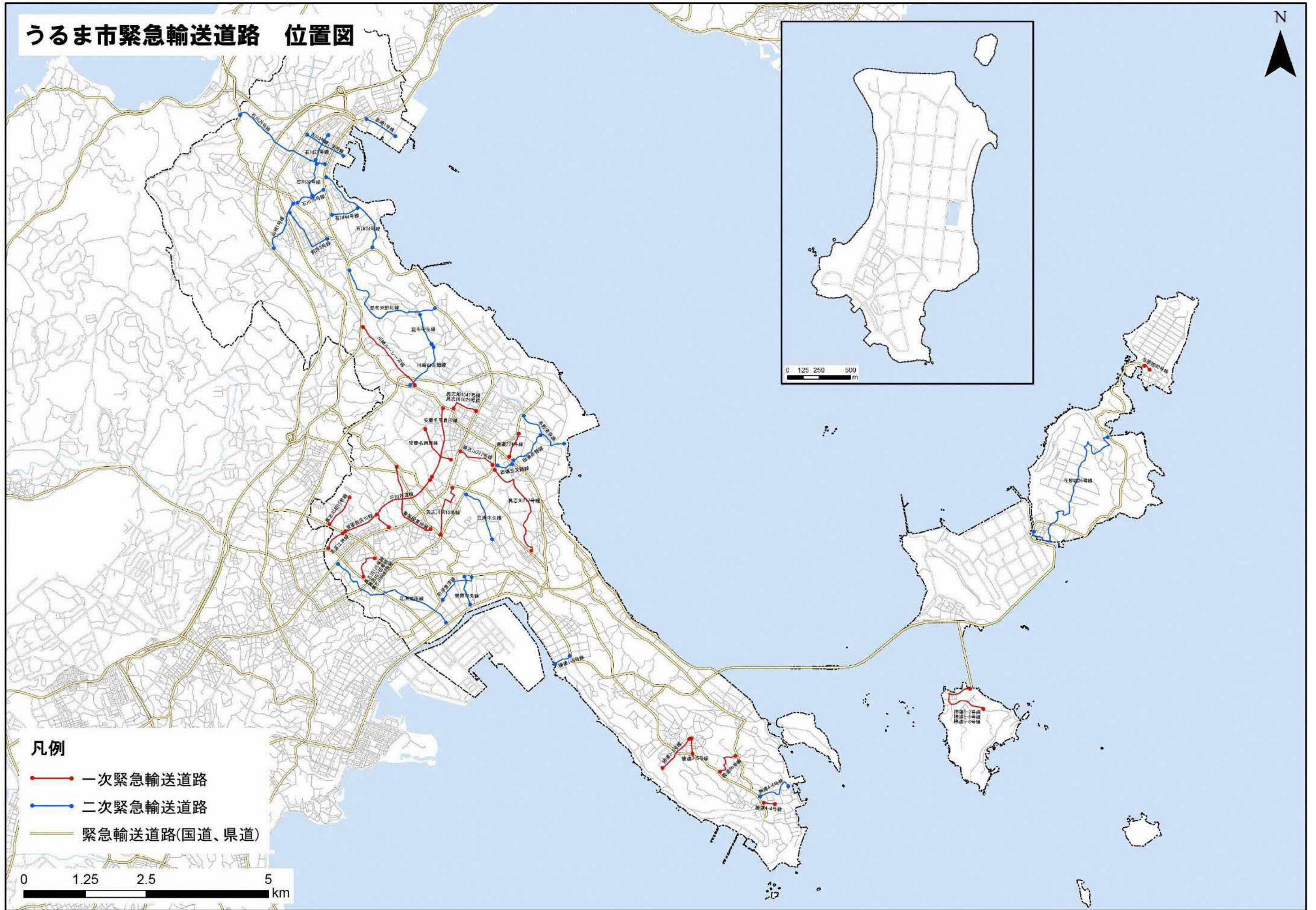


## 9 緊急輸送道路一覧表、位置図

No	位置づけ	名称	延長 (m)	所在地
1	一次 緊急輸送道路	川崎ルーシー河線	1,703	川崎
2		赤道江洲線	517	赤道
3		兼箇段喜仲線	1,753	兼箇段、喜仲
4		平川赤道線	1,803	平良川、赤道
5		安慶名西原線	962	安慶名、西原
6		勝連 2-1 号線	891	勝連平安名
7		安慶名平良川線	1,534	安慶名
8		勝連 3-5 号線	405	勝連内間
9		兼箇段尻川線	807	兼箇段、高江洲
10		具志川 1047 号線、1029 号線	654	
11		具志川 4015 号線	771	
12		具志川 126 号線、226 号線、6043 号線	678	
13		勝連 4-4 号線	301	
14		勝連 60 号線	721	
15		与那城 40 号線	233	
16		具志川 217 号線	826	
17		勝連 6-2 号線、6-6 号線、6-8 号線	1,539	
18		県道 224 号線	617	
19		具志川 217 号線	2,353	
20		具志川 5012 号線	1,310	
21	二次 緊急輸送道路	赤崎 1 号線	763	石川赤崎
22		石川 29 号線	2,217	石川
23		石川 21 号線	669	石川
24		石川 30 号線	808	石川
25		石川 35 号線	724	石川
26		山城 1 号線	1,165	石川山城
27		前原 8 号線	1,269	石川前原
28		石川 34 号線	2,005	石川
29		石川 44 号線	631	石川
30		昆布栄野比線	2,671	昆布
31		昆布中央線	732	昆布
32		川崎山天願線	1,094	川崎、天願
33		田場五又路線	414	田場
34		赤野港原線	1,275	赤野
35		田場赤野線	906	田場、赤野
36		上江洲中央線	1,227	上江洲
37		豊原中央線	699	豊原

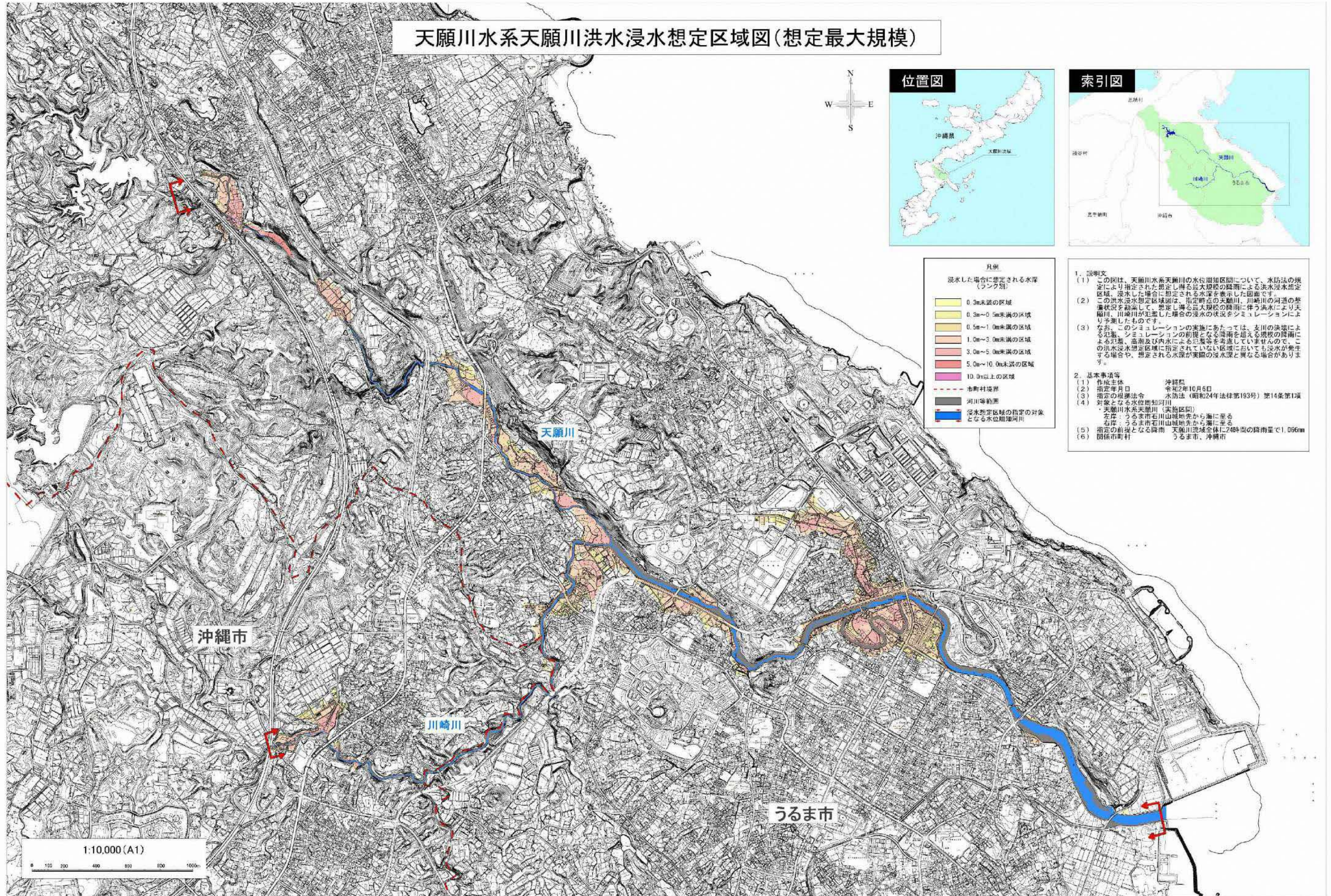
## 資料編

No	位置づけ	名称	延長 (m)	所在地
38		前原豊原線	1,016	前原、豊原
39		江洲前原線	2,914	江洲
40		勝連 4-6 号線	907	勝連平敷屋
41		勝連 1-6 号線	446	勝連南風原
42		与那城 26 号線	4,239	与那城宮城
43		石川 3 号線、56 号線	938	



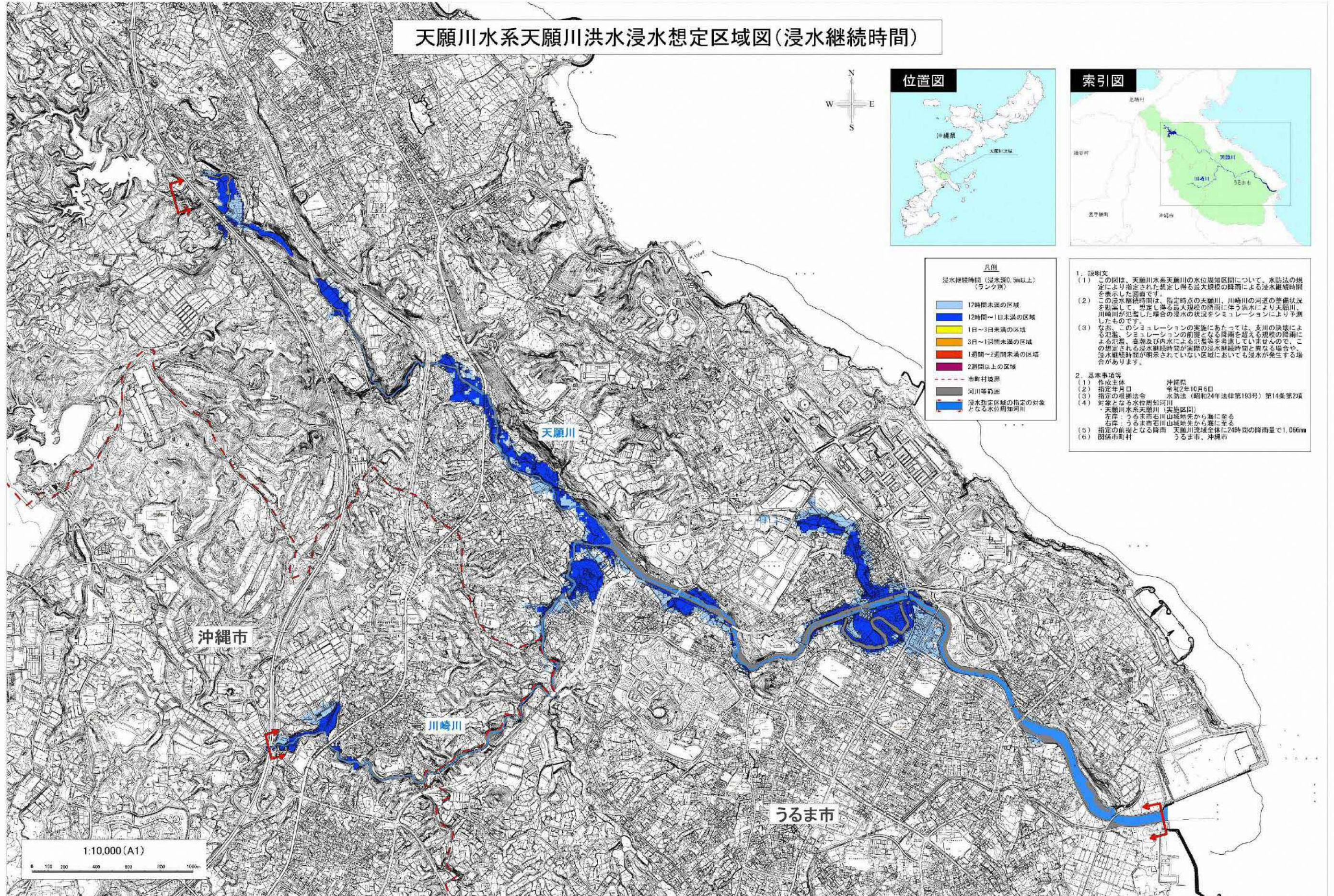


10 天願川水系天願川浸水想定区域図





天願川水系天願川洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)



**凡例**

浸水継続時間(浸水深0.5m以上)  
(ランク別)

12時間未満の区域
12時間～1日未満の区域
1日～3日未満の区域
3日～1週間未満の区域
1週間～2週間未満の区域
2週間以上の区域
市町村境界
河川等範囲
浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

**1. 説明文**

(1) この図は、天願川水系天願川の水位周知区域について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間を表示した図面です。

(2) この浸水継続時間は、指定時点の天願川、川崎川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により天願川、川崎川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

**2. 基本事項等**

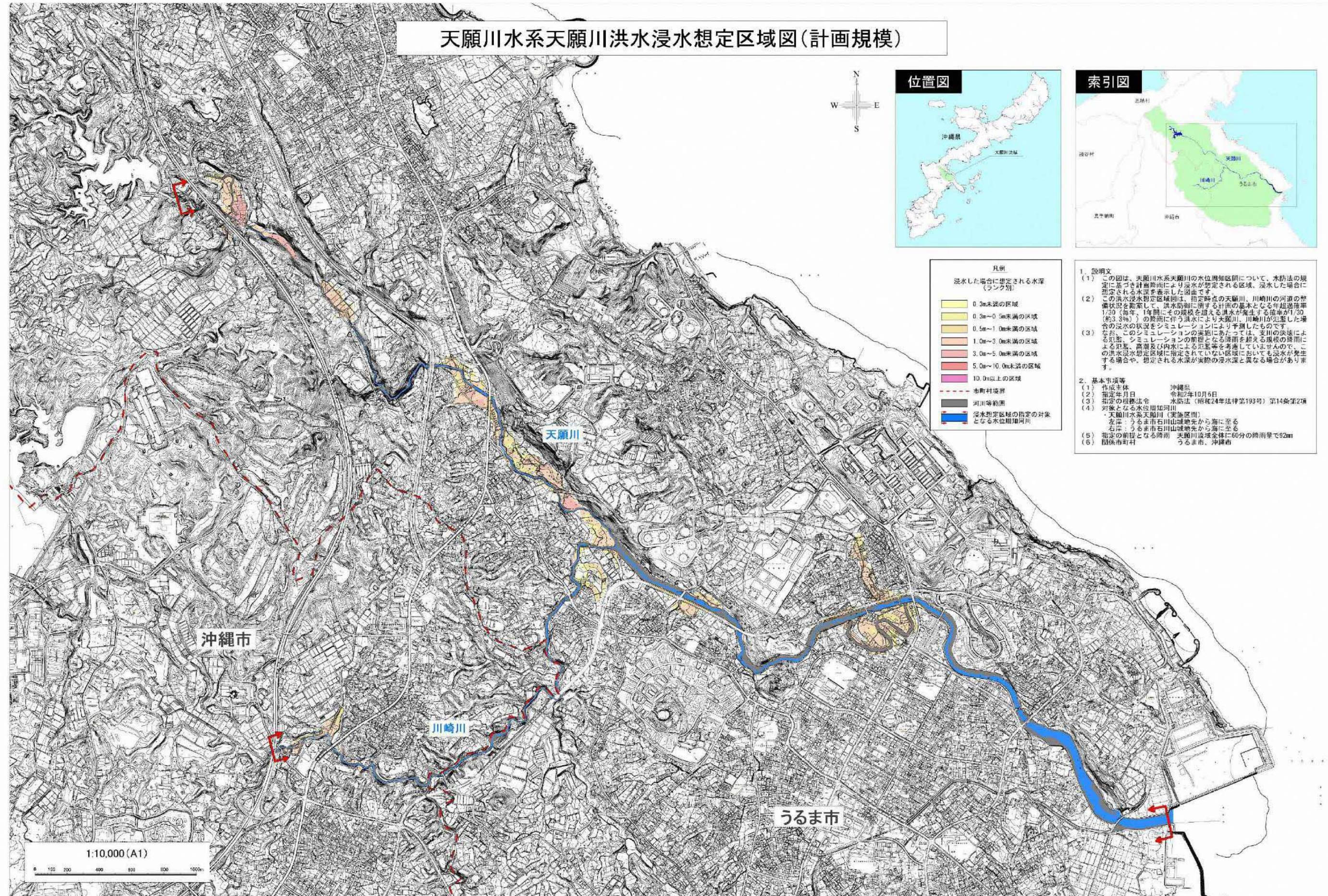
(1) 作成主体 沖縄県  
 (2) 指定年月日 令和2年10月6日  
 (3) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項  
 (4) 対象となる水位周知河川 天願川水系天願川(実施区域)  
 左岸:うるま市石川山地区先から海に至る  
 右岸:うるま市石川山地区先から海に至る  
 (5) 指定の前提となる降雨 天願川流域全体に24時間の降雨量で1,066mm  
 (6) 関係市町村 うるま市、沖縄市

1:10,000 (A1)

0 100 200 400 600 800 1000m



# 天願川水系天願川洪水浸水想定区域図(計画規模)



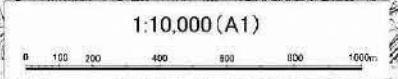
凡例

浸水した場合に想定される水深  
(ランク別)

0.3m未満の区域
0.3m~0.5m未満の区域
0.5m~1.0m未満の区域
1.0m~3.0m未満の区域
3.0m~5.0m未満の区域
5.0m~10.0m未満の区域
10.0m以上の区域

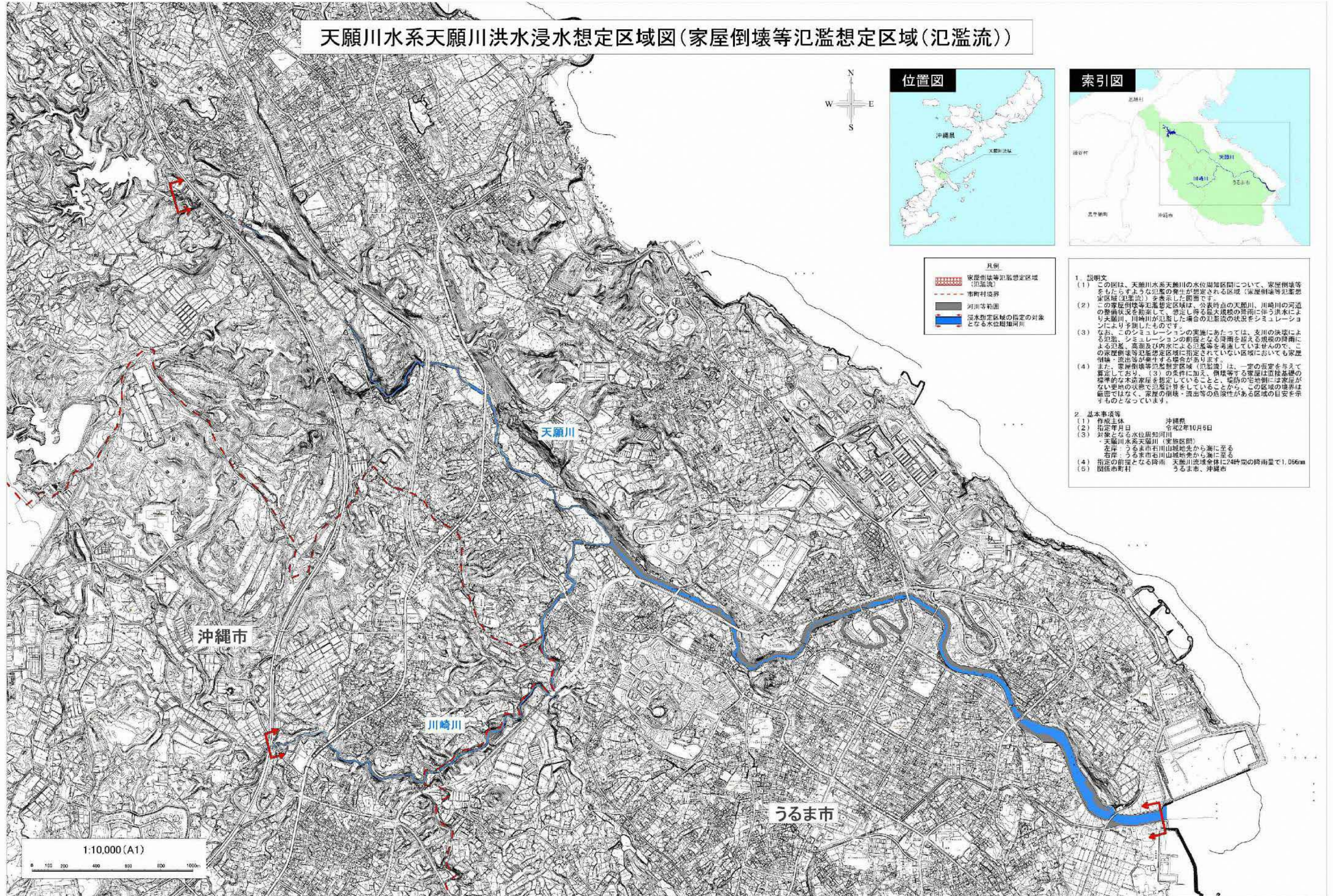
--- 市町村境界  
 --- 河川等範囲  
 --- 浸水想定区域の指定の対象となる水位超過河川

1. 説明文
- (1) この図は、天願川水系天願川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
  - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の天願川、川崎川の河道の整備状況を勘案して、洪水防制に関する計画の基本となる年超過降雨率1/30(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(約3.3%))の降雨に伴う洪水により天願川、川崎川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。なお、このシミュレーションの実態にあたっては、支川の築堤による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
  - (3)
2. 基本事項等
- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 作成主体        | 沖縄県  |
| (2) 指定年月日       | 令和7年10月5日  |
| (3) 指定の根拠法令     | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項                                     |
| (4) 対象となる水位超過河川 | 天願川水系天願川(実施区間)<br>左岸:うるま市石川山城地先から海に至る<br>右岸:うるま市石川山城地先から海に至る |
| (5) 指定の前提となる降雨  | 天願川流域全体に60分の降雨量で92mm   |
| (6) 関係市町村       | うるま市、沖縄市   |





天願川水系天願川洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

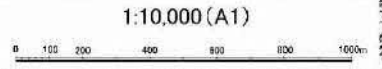


**1. 説明文**

- (1) この図は、天願川水系天願川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))を示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の天願川、川崎川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により天願川、川崎川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、家防の宅地制には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていることから、この区域の境界は厳密ではなく、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものとなっています。

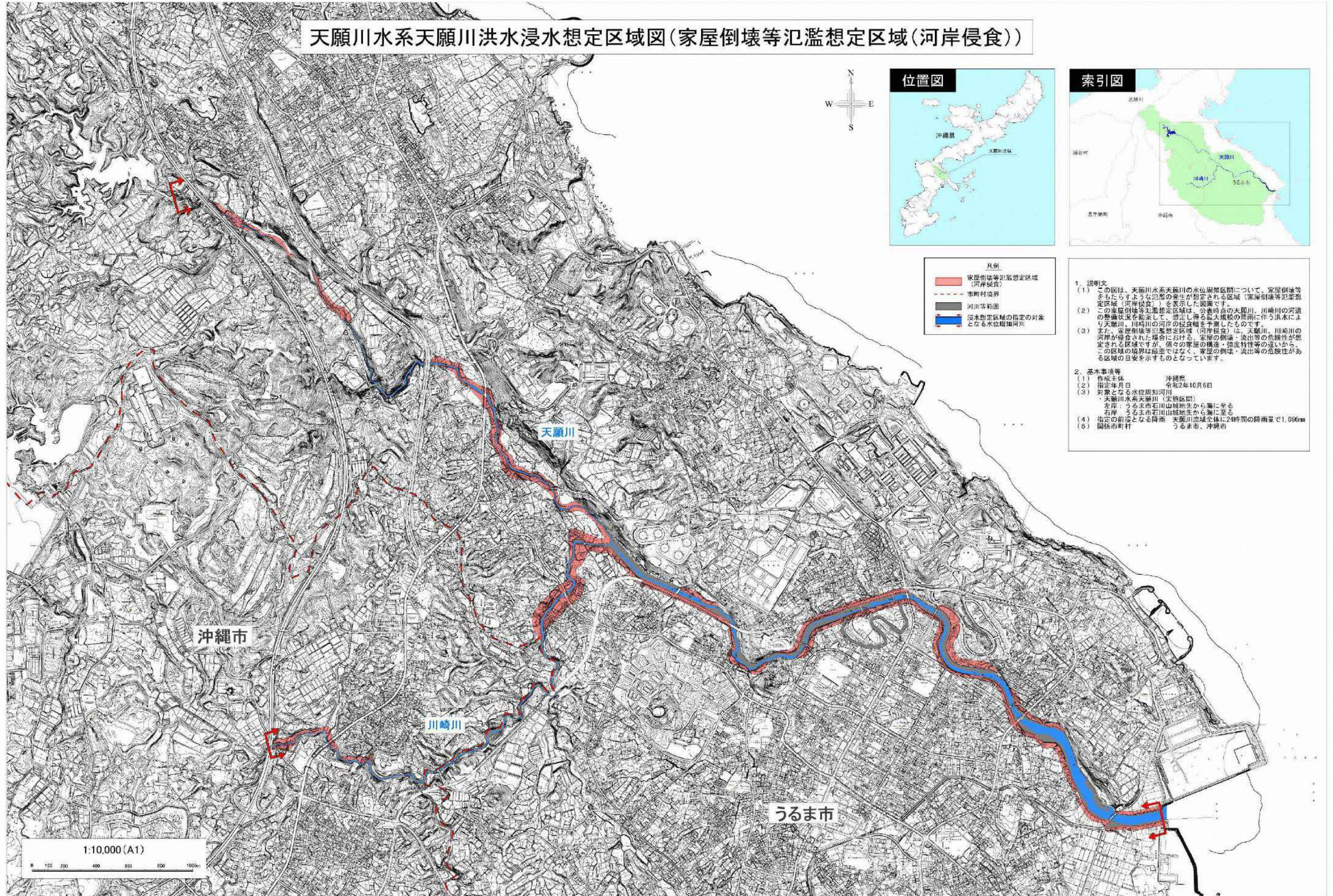
**2. 基本事項等**

- (1) 作成主体 沖縄県
- (2) 指定年月日 令和2年10月6日
- (3) 対象となる水位周知河川
  - 天願川水系天願川(実施区間)
  - 左岸:うるま市石川山地区先から海に至る
  - 右岸:うるま市石川山地区先から海に至る
- (4) 指定の前提となる降雨 天願川流域全体に24時間の降雨量で1,056mm
- (5) 図版市町村 うるま市、沖縄市





天願川水系天願川洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))





## 11 知事が水位到達情報（避難判断水位）の通知及び周知を行う河川

水防法第13条第2項の規定に基づき、県知事が水位到達情報（避難判断水位）を通知及び周知させる事項及び通知先並びに手段は以下のとおりである。

### 1 県知事が水位到達情報（避難判断水位）の通知及び周知を行う河川

水系名	河川名	区域
天願川水系	天願川	(左岸) うるま市石川山城地先から海に至る (右岸) うるま市石川山城地先から海に至る

### 2 水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位
天願川水系	天願川	うるま市字天願	6.65m	6.90m

### 3 通知者及び通知先

水系名	河川名	通知者	通知先			
			管轄土木事務所	水防管理団体	管轄消防機関	防災関係機関 その他関係機関※
天願川水系	天願川	県土木建築部河川課 TEL : 098-866-2404 FAX : 098-868-9396	中部土木事務所 TEL : 098-894-6512 FAX : 098-937-2510	うるま市企画部 危機管理課 TEL : 098-979-6760 FAX : 098-979-7340	うるま市消防本部 TEL : 098-973-4838 FAX : 098-973-7505	県防災危機管理課 TEL : 098-866-2143 FAX : 098-866-3204 沖縄総合事務局 河川課 TEL : 098-866-1911 FAX : 098-861-5274 NHK 沖縄放送局 TEL : 098-865-3641

水系名	河川名	通知者	通知先			
			管轄土木事務所	水防管理団体	管轄消防機関	防災関係機関 その他関係機関※
						FAX : 098-865-3615 沖縄気象台 FAX : 098-833-4293 沖縄県警察本部 警備部警備第二課 TEL : 098-862-0110 FAX : 098-863-3051 琉球放送 (報道) TEL : 098-867-2151 FAX : 098-862-5047 沖縄テレビ (報道) TEL : 098-869-4422 FAX : 098-860-2646

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県  
 ※その他関係機関は、第二次通知先とする。

## 12 重要水防区域内で危険と予想される区域

### 1 河川

令和5年4月1日現在

所 管	水防管理 団体名	水 系 名	河 川 名	重 要 水 防 区 域		危険と予想される 主な区域		予想される 危険	予想される被害の程度			
				延長 (km)	区 域	延長 (km)	区 域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
中部土木事務所	うるま市	石川川	石川川	2.4	石川ダム～河口	2.0	うるま市石川	溢水	621	97.1	2,220	124
〃	沖縄市 うるま市	天願川	川崎川	3.8	沖縄市池原～天願川合流点	3.8	左同	〃	—	—	—	—
〃	うるま市	〃	天願川	6.5	栄野比～河口	6.5	左同	〃	35	55.9	130	63.3

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

### 13 重要水防区域外で危険と予想される区域

#### 1 河川

令和5年4月1日現在

所管	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長 (km)	区 域	危険と予想される 主な区域		予想される 危険	予想される被害の程度			
						延長 (km)	区 域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
中部土木事務所	うるま市	天願川	ヌーリ川	2.2	天願川上流合流点より 2.2km ～合流点	2.2	うるま市赤野	溢水	48	17.2	177	20.0

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

#### 2 海岸

令和5年4月1日現在

所管	水防管理 団体名	沿岸名	海岸名	延長 (m)	区 域	危険と予想される 主な区域		予想される 危険	予想される被害の程度		
						延長 (m)	区 域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	面積 (ha)
中部土木事務所	うるま市	琉球諸島沿岸	金武湾港	513	浜地区	513	浜地区	越波	20	0.8	1.8
〃	〃	〃	中城湾港海岸	2,400	豊原地区	2,400	豊原地区	〃	50	0	24

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 14 土砂災害警戒区域指定状況

令和6年3月現在

## 1 急傾斜地

## 急傾斜地（警戒区域指定状況）

箇所名	所在地	警戒区域 指定状況	告示番号	告示年月日
伊波	石川字伊波、字石川	指定済み	第149号	H26.3.14
石川(1)	石川字曙	指定済み	第149号	H26.3.14
石川(2)	石川字曙、字石川	指定済み	第149号	H26.3.14
石川(3)	石川字曙	指定済み	第149号	H26.3.14
石川(4)	石川字曙、字伊波	指定済み	第140号	R5.3.17
山城	石川字曙、字東恩納	指定済み	第149号	H26.3.14
東恩納(1)	石川字東恩納	指定済み	第149号	H26.3.14
東恩納(2)	石川字東恩納	指定済み	第149号	H26.3.14
東恩納(3)	石川字東恩納	指定済み	第149号	H26.3.14
天願	字天願	指定済み	第149号	H26.3.14
赤道(1)	字赤道	指定済み	第149号	H26.3.14
赤道(2)	字赤道	指定済み	第140号	R5.3.17
赤道(3)	字赤道、字兼箇段	指定済み	第149号	H26.3.14
赤道(4)	字赤道	指定済み	第149号	H26.3.14
高江洲	字高江洲、字兼箇段	指定済み	第149号	H26.3.14
喜屋武	字喜屋武、字兼箇段	指定済み	第149号	H26.3.14
田場	字田場	指定済み	第149号	H26.3.14
大田(2)	字大田	指定済み	第149号	H26.3.14
南風原	勝連字南風原	指定済み	第149号	H26.3.14
屋慶名(1)	与那城字屋慶名	指定済み	第149号	H26.3.14
屋慶名(2)	与那城字屋慶名	指定済み	第149号	H26.3.14
屋慶名(3)	与那城字屋慶名	指定済み	第149号	H26.3.14
屋慶名(4)	与那城字屋慶名	指定済み	第149号	H26.3.14
比嘉(1)	勝連字比嘉、字浜	指定済み	第149号	H26.3.14
比嘉(2)	勝連字比嘉	指定済み	第149号	H26.3.14
門口(1)	与那城字上原、字池味	指定済み	第149号	H26.3.14
門口(2)	与那城字上原	指定済み	第149号	H26.3.14
池味	与那城字池味	指定済み	第149号	H26.3.14
門口(3)	与那城字宮城、字上原	指定済み	第149号	H26.3.14
川田(1)	字川田、字太田	指定済み	第140号	R5.3.17
石川(5)	石川	指定済み	第140号	R5.3.17
石川山城(2)	石川山城、石川東恩納、 石川楚南	指定済み	第140号	R5.3.17
東恩納(4)	石川東恩納	指定済み	第140号	R5.3.17



箇所名	所在地	警戒区域 指定状況	告示番号	告示年月日
栄野比(1)	字栄野比、石川楚南	指定済み	第140号	R5.3.17
栄野比(2)	字栄野比	指定済み	第140号	R5.3.17
栄野比(3)	字栄野比	指定済み	第140号	R5.3.17
与那城桃原(1)	与那城桃原	指定済み	第140号	R5.3.17
与那城宮城(1)	与那城宮城、与那城池味	指定済み	第140号	R5.3.17
与那城上原(1)	与那城上原、与那城桃原	指定済み	第413号	R5.12.5
与那城上原(2)	与那城上原	指定済み	第413号	R5.12.5
与那城上原(3)	与那城上原	指定済み	第413号	R5.12.5
与那城上原(4)	与那城上原	指定済み	第413号	R5.12.5
与那城上原(5)	与那城上原	指定済み	第413号	R5.12.5
与那城上原(6)	与那城上原	指定済み	第413号	R5.12.5
与那城上原(7)	与那城上原	指定済み	第413号	R5.12.5
与那城上原(8)	与那城上原	指定済み	第413号	R5.12.5
与那城上原(9)	与那城上原	指定済み	第413号	R5.12.5

出典：沖縄県HP

## 急傾斜地（特別警戒区域指定状況）

箇所名	所在地	警戒区域 指定状況	告示番号	告示年月日
伊波	石川字伊波、字石川	指定済み	第146号	R5.3.17
石川(1)	石川字曙	指定済み	第146号	R5.3.17
石川(2)	石川字曙、字石川	指定済み	第146号	R5.3.17
石川(3)	石川字曙	指定済み	第146号	R5.3.17
石川(4)	石川字曙、字伊波	指定済み	第146号	R5.3.17
山城	石川字曙、字東恩納	指定済み	第146号	R5.3.17
東恩納(1)	石川字東恩納	指定済み	第146号	R5.3.17
東恩納(2)	石川字東恩納	指定済み	第146号	R5.3.17
東恩納(3)	石川字東恩納	指定済み	第146号	R5.3.17
天願	字天願	指定済み	第146号	R5.3.17
赤道(1)	字赤道	指定済み	第146号	R5.3.17
赤道(2)	字赤道	指定済み	第146号	R5.3.17
赤道(3)	字赤道、字兼箇段	指定済み	第146号	R5.3.17
赤道(4)	字赤道	指定済み	第146号	R5.3.17
高江洲	字高江洲、字兼箇段	指定済み	第146号	R5.3.17
喜屋武	字喜屋武、字兼箇段	指定済み	第146号	R5.3.17
田場	字田場	指定済み	第146号	R5.3.17
大田(2)	字大田	指定済み	第146号	R5.3.17
南風原	勝連字南風原	指定済み	第146号	R5.3.17
屋慶名(1)	与那城字屋慶名	指定済み	第146号	R5.3.17

## 資料編

箇所名	所在地	警戒区域 指定状況	告示番号	告示年月日
屋慶名(2)	与那城字屋慶名	指定済み	第146号	R5.3.17
屋慶名(3)	与那城字屋慶名	指定済み	第146号	R5.3.17
屋慶名(4)	与那城字屋慶名	指定済み	第155号	R2.3.17
比嘉(1)	勝連字比嘉、字浜	指定済み	第146号	R5.3.17
比嘉(2)	勝連字比嘉	指定済み	第146号	R5.3.17
門口(1)	与那城字上原、字池味	指定済み	第146号	R5.3.17
門口(2)	与那城字上原	指定済み	第146号	R5.3.17
池味	与那城字池味	指定済み	第146号	R5.3.17
門口(3)	与那城字宮城、字上原	未指定	—	—
川田(1)	字川田、字太田	指定済み	第146号	R5.3.17
石川(5)	石川	指定済み	第146号	R5.3.17
石川山城(2)	石川山城、石川東恩納、 石川楚南	指定済み	第146号	R5.3.17
東恩納(4)	石川東恩納	指定済み	第146号	R5.3.17
栄野比(1)	字栄野比、石川楚南	指定済み	第146号	R5.3.17
栄野比(2)	字栄野比	指定済み	第146号	R5.3.17
栄野比(3)	字栄野比	指定済み	第146号	R5.3.17
与那城桃原(1)	与那城桃原	指定済み	第146号	R5.3.17
与那城宮城(1)	与那城宮城、与那城池味	指定済み	第146号	R5.3.17
与那城上原(1)	与那城上原、与那城桃原	指定済み	第414号	R5.12.5
与那城上原(2)	与那城上原	指定済み	第414号	R5.12.5
与那城上原(3)	与那城上原	指定済み	第414号	R5.12.5
与那城上原(4)	与那城上原	指定済み	第414号	R5.12.5
与那城上原(5)	与那城上原	指定済み	第414号	R5.12.5
与那城上原(6)	与那城上原	指定済み	第414号	R5.12.5
与那城上原(7)	与那城上原	指定済み	第414号	R5.12.5
与那城上原(8)	与那城上原	指定済み	第414号	R5.12.5
与那城上原(9)	与那城上原	指定済み	第414号	R5.12.5

出典：沖縄県HP

## 2 土石流

箇所名	所在地	警戒区域 指定状況	特別警戒区域 指定状況	告示番号	告示年月日
字桃原 328-A25-02	与那城字桃原	指定済み	未指定	第 149 号	H26. 3. 14

出典：沖縄県 HP

## 3 地すべり

箇所名	所在地	警戒区域 指定状況	特別警戒区域 指定状況	告示番号	告示年月日
宮里	字宮里、字高江洲、字喜仲、 字豊原、字上江洲、字塩屋、 字大田、字川田	指定済み	未指定	第 390 号	H26. 7. 4
沖縄市 古謝	沖縄市古謝、うるま市江洲	平成 26 年度 未指定予定	未指定		

出典：沖縄県 HP

## 15 土砂災害危険箇所

令和5年4月1日現在

### 1 土石流危険溪流(I)

- ・土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する溪流。

所管	水防管理 団体名	溪流番号	位置	流域概要			保全対象		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律による指定区域		
				溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均溪床勾配 (°)	人家戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域	
										指定年月日	公示番号
中部土木事務所	うるま市	322-A25-01	与那城 宮城		0.01	27	17	—	—	—	—
〃	〃	322-A25-02	桃原	0.43	0.05	7	10	与那城電話交換 局平安座分局	桃原 322-A25-02	H26.3.14	第149号

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

### 2 地すべりによる危険が予想される箇所

所管	水防管理 団体名	区域名	位置	面積 (ha)	地すべり 指定地の 有無	区域の保全対象				
						河川への影響 (m <sup>2</sup> )	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の種類及び数	
中部土木事務所	うるま市	高江州	高江州	143.9	無	—	491	107.4	県道 4,610m、市道 3,270m、農村セン 1、学校 2、 保育 1、公館 2	

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

### 3 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

・被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

所 管	水防管理 団体名	箇所 番号	箇所 名	位置	地形			保全対象			急傾斜地 危険区域 の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律による指定区域			
					傾斜 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域		
													指定年月日	公示番号	
中部土木 事務所	うるま市	I-111	伊波	石川伊波 佐阿手原	43	270	19.3	31			市道(130m) 道路(145m)	無	伊波	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-112	天願	天願 天願原	73	200	11.8	20			県道(65m) 市道(5m) 道路(320m)	S57.4.26	天願	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-146	屋慶名 (1)	与那城屋慶 名仲田原	35	100	16.4	11	福祉セン ター、 郵便局	2	道路(70m) 河川(50m) 護岸(45m) 橋(2)	無	屋慶名(1)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-147	屋慶名 (2)	〃	50	180	11.5	8			道路(75m)	無	屋慶名(2)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-148	南風原	勝連南風 原外当	49	270	32.5	27			道路(370m)	無	南風原	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-149	比嘉 (1)	勝連比嘉 交門司原	39	455	48.0	29			市道(770m) 道路(110m) 河川(145m)	H2.8.17	比嘉(1)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-150	比嘉 (2)	勝連比嘉 伊芸の上原	90	310	9.0	20			市道(425m) 道路(20m) 河川(105m)	無	比嘉(2)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-260	喜屋武	喜屋武下 平良川原	66	180	15.7	16			県道(90m)	H16.9.3	喜屋武	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-342	石川 (1)	石川 長根原	47	145	11.9	5				無	石川(1)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-343	石川 (2)	〃	45	113	16.6	6				無	石川(2)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-344	石川 (3)	石川 長佐久原	75	195	6.4	5			市道(100m)	無	石川(3)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号

所 管	水防管理 団体名	箇所 番号	箇所 名	位置	地形			保全対象			急傾斜地 危険区域 の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律による指定区域			
					傾斜 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物			公共施設	箇所名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	
														指定年月日	公示番号
中部土木 事務所	うるま市	I-345	石川 (4)	石川 富森原	54	195	10.8	6	保育所	1	市道(67m) 公園(1)	無	石川(4)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-346	東恩納 (2)	石川東恩 納東原	49	130	16.1	5			国道(110m) 市道(70m)	無	東恩納(2)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-347	東恩納 (3)	〃	56	90	9.7	4	老人福 祉施設	1	市道(100m)	無	東恩納(3)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-348	田場	田場門原	45	120	11.5	5			県道(45m) 道路(25m) 河川(110m)	無	田場	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-349	高江洲	高江洲 志々神原	45	125	19.5	12			道路(75m) 河川(50m)	無	高江洲	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-350	赤道 (3)	赤道 大門原	39	50	7.0	5			道路(15m)	無	赤道(3)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-351	赤道 (4)	〃	43	100	23.3	1	保育所	1	道路(20m)	無	赤道(4)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-352	赤道 (1)	赤道 大石原	46	150	20.8	7			道路(115m)	無	赤道(1)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-366	門口 (1)	与那城宮 城門口	44	270	22.4	13	神社	1	市道(40m) 道路(10m)	無	門口(1)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-367	門口 (2)	〃	81	108	10.9	5			市道(10m) 道路(10m)	無	門口(2)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-368	門口 (3)	〃	49	225	7.6	5	診療所	1	市道(35m)	無	門口(3)	H26.3.14 —	第149号 —
〃	〃	I-369	屋慶名 (4)	与那城屋慶 名熱田原	31	100	15.8	7			県道(50m)	無	屋慶名(4)	H26.3.14 R2.3.27	第149号 第155号

所 管	水防管理 団体名	箇所 番号	箇所 名	位置	地形			保全対象			急傾斜地 危険区域 の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律による指定区域			
					傾斜 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域		
													指定年月日	公示番号	
〃	〃	I-370	屋慶名 (3)	与那城屋慶 名舟田原	45	60	10.0	7			道路(65m)	無	屋慶名(3)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	I-800	池味	与那城池 味池味	50	90	11.8	8			市道(115m)	無	池味	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

#### 4 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

・被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所。

所 管	水防管理 団体名	箇所 番号	箇所 名	位置	地形			保全対象			急傾斜地 危険区域 の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律による指定区域		
					傾斜 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設	箇所名		土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域		
												指定年月日	公示番号	
中部土木 事務所	うるま市	Ⅱ-189	山城	石川山城 西原	78	84	12.7	3		道路(5m)	無	山城	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	Ⅱ-190	東恩納 (1)	石川東恩 納脊木原	55	53	7.8	1		道路(60m)	無	東恩納(1)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	Ⅱ-191	大田 (2)	大田大川 原	145	90	6.9	3			無	大田(2)	H26.3.14 R5.3.17	第149号 第146号
〃	〃	Ⅱ-198	屋慶名 (5)	与那城屋慶 名脊増原	50	31	8.6	4			無		— —	— —

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 5 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅲ)

・被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、受託等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

所 管	水防管理 団体名	箇所 番号	箇所 名	位置	地形			保全対象		急傾斜地 危険区域 の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律による指定区域		
					傾斜 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	
												指定年月日	公示番号
中部土木 事務所	うるま市	Ⅲ-1	赤道 (2)	赤道大原	110	70	35.3	0		無	赤道(2)	第146号 R5.3.17	第140号 第146号

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 16 地すべり防止区域指定状況

令和5年4月1日現在

所管	指定区域(位置)	面積(ha)	被害対象	指定年月日	指定告示番号
中部農林土木事務所	平安名	59.51	—	H7.12.15 H10.2.4	第2023号 第217号
〃	豊原	7.42	人家 98 県道 612m 市道 3,352m 公共建物(学校 3)	H26.11.13	第1090号

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県



## 17 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

令和5年4月1日現在

所管	指定区域(位置)	面積(a)	地形			被害人家(戸)	指定年月日	指定告示番号
			傾斜角度	長さ(m)	高さ(m)			
中部土木事務所	天願	44.17	70	200	15	25	S57.4.26	第252号
〃	喜屋武	85.9	38.1	15.7	12.3	14	H16.9.3	第653号
〃	喜仲	92	33	127	6.6~23.3	6	H28.6.28	第365号
〃	勝連比嘉	416.6	30~70	350	44	43	H2.8.17	第654号

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 18 県管理道路(指定区間外国道、県道)危険区域

令和5年4月1日現在

所管	路線名	想定される事態	同左区域	同左延長	代替路線名	摘要
中部土木事務所	伊計平良川線	落石・崩壊	与那城伊計	70m	なし	交通不能
〃	〃	擁壁の崩壊	勝連南風原	20m	県道37号線、市道	〃

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 19 海岸保全区域

令和5年4月1日現在

## 1 国土交通省水管理・国土保全局所管

所管	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示番号
中部土木事務 所	石川海岸	石川	440	S40.12.21	376
〃	照間海岸	与那城照間	650	S44.6.28	290

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 2 農林水産省農村振興局所管

所管	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示番号	備考
中部農林土木事務 所	照間	与那城照間	1,710	H9.8.26	624	重複
〃	宇堅	宇堅	39 (715)	H18.6.20 (S59.1.26)	453 (68)	指定 変更
〃	津堅	勝連	1,074	H10.12.1	856	
〃	伊計	与那城	345	H11.9.10	657	

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 3 水産庁所管

所管	海岸名	漁港管理者	指定延長(m)	指定年月日	指定告示番号
中部農林土木事務 所	池味	うるま市	471	S55.1.14	15
〃	照間	〃	430	S44.6.28	290

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 4 国土交通省港湾局所管

所管	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月 日	指定告示番 号	備 考
中部土木事務 所	金武港湾	石川	440	S40.12.21	376	重 複
〃	〃	石川	1,052.97	S62.3.13	199	
〃	〃	石川東恩納 ～石川白溝原	981.96	H16.11.21	761	
〃	〃	与那城屋慶名	200	S44.6.28	290	
〃	〃	与那城照間	650	S44.6.28	290	重 複
〃	〃	与那城屋慶名～照	3,220	S44.6.28	290	重

## 資料編

所管	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月 日	指定告示番 号	備 考
		間				複
〃	〃	与那城照間～赤野	3,880	S44. 6. 28	290	重 複
〃	〃	与那城桃原	490	S55. 3. 21	173	
〃	〃	与那城字平安座	1,012	S57. 7. 24	402	
〃	〃	与那城字伊計	355	H10. 5. 29	476	
〃	〃	与那城字宮城	180	H11. 3. 17	237	
〃	〃	勝連浜	266	S57. 2. 20	122	
〃	〃	勝連浜	209.7	S61. 9. 19	656	
中部土木事務 所	金武港湾	勝連浜	318.14	S62. 3. 13	199	
〃	〃	勝連浜	513.9	H5. 10. 5	755	
〃	〃	勝連比嘉	290	S58. 8. 29	512	
〃	〃	具志川字堅	715	S59. 1. 26	68	重 複
〃	〃	具志川字堅	924	H4. 2. 28	195	
〃	〃	勝連平屋敷	289.72	H14. 7. 19	638	
〃	〃	川田	639	H28. 8. 12	428	
〃	中城港湾	豊原	2,270	H22. 3. 26	200	

出典：令和5年度 沖縄県水防計画/沖縄県

## 20 災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

## 別表第1（第2条関係）

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費</p> <p>イ 消耗器材費</p> <p>ウ 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費</p> <p>エ 光熱水費及び仮設便所等の設置費</p> <p>(4) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置したときは、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>（基本額） 避難所設置費1人1日当たり340円</p> <p>（加算額） 冬季（10月から翌年3月まで）別に定める額</p> <p>(5) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して当該期間を定める場合には、この限りでない。</p>
応急仮設住宅の供与	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型応急住宅</p> <p>ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。</p> <p>イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。</p> <p>ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>しなければならない。</p> <p>カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。</p> <p>キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>ア 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。</p> <p>ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。</p>
<p>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p>	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,230 円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。</p>
<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品</p> <p>イ 炊事用具及び食器</p> <p>ウ 日用品</p> <p>エ 光熱材料</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間						
<p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。          なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。          ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p>							
季別	世帯区分 期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月から 9月まで	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000
冬季	10月から 翌年3月まで	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300	円 11,600
<p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p>							
季別	世帯区分 期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月から 9月まで	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400	円 2,700
冬季	10月から 翌年3月まで	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100	円 3,700
<p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>							

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
医療及び助産	<p>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。</p> <p>(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>(3) 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診療</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p> <p>(5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(6) 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>(7) 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出	<p>(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。</p> <p>イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>出できる費用は、一世帯当たり 50,000 円以内とする。</p> <p>ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。</p> <p>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>(ア) (イ) に掲げる世帯以外の世帯 706,000 円</p> <p>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円</p> <p>ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から 3 月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 月以内）に完了しなければならない。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 1 件当たり 30,000 円</p> <p>イ 就職支度費 1 件当たり 15,000 円</p> <p>(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。</p> <p>ア 貸与期間 2 年以内</p> <p>イ 利子、無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。</p> <p>(6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。</p>
学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p>



救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物により行う。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校児童 1人当たり 4,800円 中学校生徒 1人当たり 5,100円 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	(5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 棺（付属品を含む）</li> <li>イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む）</li> <li>ウ 骨つぼ及び骨箱</li> </ul> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人（12 歳以上）219,100 円、小人（12 歳未満）175,200 円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。</p>
障害物の除去	<p>(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、市内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 138,700 円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被災者の避難</li> <li>イ 医療及び助産</li> <li>ウ 被災者の救出</li> <li>エ 飲料水の供給</li> <li>オ 救済用物資の整理配分</li> <li>カ 死体の捜索</li> <li>キ 死体の処理</li> </ul> <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

## 別表第2（第10条関係）

法第24条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500円以内</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,500円以内</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,500円以内</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり 14,200円以内</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,600円以内</p> <p>カ 大工 1人1日当たり 25,700円以内</p> <p>キ 左官 1人1日当たり 27,300円以内</p> <p>ク とび職 1人1日当たり 28,500円以内</p> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費 職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。</p>
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

## 21 消防法施行令別表第1

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。
二	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。	
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ	(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。</li> <li>(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</li> </ul> (2) 次のいずれにも該当する診療所 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</li> <li>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</li> </ul> (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省

	<p>令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児であつて、同条第 4 項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>
ハ	<p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業又は同条第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援、同条第 14 項に規定する就労継続支援若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>
二	幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(12)	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫	
(15)	前各項目に該当しない事業所	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街	
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	
(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物	
(18)	延長50メートル以上のアーケード	
(19)	市町村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	

: 特定防火対象物

## 22 災害時における企業・事業所等との支援協定一覧表

企業・事業所名	協定年月日	支援内容
中部電気工事業共同組合	H20.6.30	避難所や対策本部の電気設備の応急復旧支援等
うるま市建設業者会	H20.6.30	道路等の応急復旧、障害物の除去その他支援
沖縄コカ・コーラボトリング (株)	H20.9.30	飲料水の提供
(株) ミリオン	H20.9.30	飲料水の提供
沖縄サンポッカ (株)	H20.9.30	飲料水の提供
(株) 沖縄伊藤園	H20.9.30	飲料水の提供
(株) ジャパンビバレッジ沖縄	H20.9.30	飲料水の提供
沖縄カルピス販売 (株)	H20.9.30	飲料水の提供
沖縄ペプシビバレッジ (株)	H20.9.30	飲料水の提供
(株) 琉仁カスタマーサービス	H20.9.30	飲料水の提供
大塚製菓 (株)	H20.9.30	飲料水の提供
大塚ベバレジ (株)	H20.9.30	飲料水の提供
(有) 神谷観光	H22.4.1	災害時における津堅島の住民等及び市等の災害対策要員の船舶による輸送協力
イオン琉球(株)	H23.7.29	一時避難所の提供 食糧、生活物資等の提供など
石油基地自治体協議会	H23.7.12	災害対応に必要な物資の提供 災害対応に必要な人員の派遣 負傷者等の医療機関への受入れ 被災者の一時的な受入れ
岩手県盛岡市	H24.3.27	食料、飲料水、生活必需物資等の提供 応急措置等に必要な資機材の提供 職員の派遣や車両の提供など
(株) サンエー	H25.3.27	一時避難場所の提供 食糧、生活物資等の提供など
(株) メイクマン	H25.3.27	一時避難場所の提供 応急措置のための物資の緊急提供など
ホテル浜比嘉リゾート	H25.10.25	一時避難場所の提供 災害情報の提供など
内閣府沖縄総合事務局	H26.9.11	災害情報を交換するための情報連絡員(リエゾン)の派遣
沖縄市	H26.11.11	食料、飲料水、生活必需物資等の提供 応急措置等に必要な資機材の提供 職員の派遣や車両の提供など
恩納村	H27.8.5	食料、飲料水、生活必需物資等の提供 応急措置等に必要な資機材の提供 職員の派遣や車両の提供など
沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会	H27.8.5	炊事用具一式、給湯器具一式、小型発電機の提供 各器材の運搬、設置、点検活動

企業・事業所名	協定年月日	支援内容
F Mうるま	H28.2.18	災害緊急放送の要請
沖縄県及び26市町村	H29.3.29	災害時における下水道施設の相互支援及び復旧支援協力
沖縄災害救助犬協会	H31.3.20	災害時における災害救助犬の出動
石川タクシー合名会社	R1.8.20	一時避難場所の提供、被災者の搬送
美星タクシー合資会社	R2.3.31	一時避難場所の提供、被災者の搬送
(株)ブルーラグーンオキナワ	R2.6.19	被災者の搬送・救助、資機材等の貸し出し
ヤフー株式会社	R2.6.22	災害情報の周知
昭和化学工業株式会社	R3.4.15	一時避難場所の提供、水道水・トイレ等の提供
株式会社デベロップ	R3.11.22	移動式宿泊施設等の提供
株式会社タップ	R5.1.31	一時避難場所の提供 災害情報の提供など
沖縄県土地家屋調査士会	R5.9.19	住家の被害認定 罹災証明相談業務 登記や境界紛争に関する相談対応など
公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	R5.9.19	住家の被害認定 罹災証明相談業務 登記や境界紛争に関する相談対応など



## 23 防災関係機関等の連絡先一覧

## 1 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0115
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務グループ	〒900-0025 那覇市壺川 3-2-6	098-918-0210
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄气象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カフーナ 旭町 B-1 街区 5F	098-865-2300
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市樋川 1-15-15	098-836-6400
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110
国土地理院沖縄支所	測量係	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-855-2595

出典：沖縄県地域防災計画 資料編（R3.6 修正）/沖縄県

## 2 自衛隊

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

出典：沖縄県地域防災計画 資料編（R3.6 修正）/沖縄県

## 3 沖縄県

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境部	環境政策課	〃	098-866-2183
子ども生活福祉部	福祉政策課	〃	098-866-2164
保健医療部	保健医療総務課	〃	098-866-2169
農林水産部	農林水産総務課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木総務課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	病院事業総務課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員会	事務局	〃	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129
宮古合同庁舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八重山合同庁舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040

出典：沖縄県地域防災計画 資料編（R3.6 修正）/沖縄県

## 4 沖縄県警察

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110

出典：沖縄県地域防災計画 資料編（R3.6 修正）/沖縄県

## 5 市町村

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
那覇市	防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	市民防災室	〒901-2203 宜野湾市野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	防災危機管理室	〒907-8501 石垣市美崎町 14	0980-87-5533
浦添市	防災危機管理室	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	総務課	〒905-0014 名護市港 1-1-1	0980-53-1213
糸満市	市民生活課	〒901-0361 糸満市潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	総務課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊見城市	総務課	〒901-0292 豊見城市宜保 1-1-1	098-850-8165
うるま市	危機管理課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-6760
宮古島市	防災危機管理課	〒906-0012 宮古島市平良西里 1140	0980-73-1961
南城市	総務課	〒901-1495 南城市佐敷新里 1870	098-917-5378
国頭村	総務課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0211 本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	〒904-0411 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	総務課	〒905-0502 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	総務課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
北谷町	総務課	〒904-0105 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北中城村	総務課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2493 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西原町	総務課	〒903-0220 西原町与那城 140-1	098-945-5011
与那原町	総務課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南風原町	総務課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久米島町	総務課	〒901-3108 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡嘉敷村	総務課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務課	〒901-3402 座間味村字座間味 109	098-987-2311
栗国村	総務課	〒901-3702 栗国村字東 367	098-988-2016
渡名喜村	総務課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課	〒901-3805 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北大東村	総務課	〒901-3902 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊平屋村	総務課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多良間村	総務財政課	〒906-0602 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹富町	総務課	〒907-0012 石垣市美崎町 11	0980-82-6191
与那国町	総務財政課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-3579

出典：沖縄県地域防災計画 資料編（R3.6 修正）/沖縄県

## 消防本部

消防本部名（構成）	所 在 地	電話番号
那覇市	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦添市	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市	〒905-0019 名護市字大北 3-31-50	0980-52-2121
うるま市	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸満市	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市	〒907-0023 石垣市字真榮里 668	0980-82-4050
宮古島市	〒906-0013 宮古島市平良字下里	0980-72-0943
豊見城市	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久米島町	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合 消防本部（本部町、今帰仁村）	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防組合 消防本部（八重瀬町、南城市）	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-1778
東部消防組合 消防本部（与那原町、南風原町、西原町）	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200

消防本部名（構成）	所在地	電話番号
比謝川行政事務組合ニライ 消防本部（読谷村、嘉手納町、北谷町）	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城・北中城 消防本部（中城村、北中城村）	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合 消防本部（金武町、恩納村、宜野座村）	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合 消防本部（国頭村、大宜味村、東村）	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

出典：沖縄県地域防災計画 資料編（R3.6 修正）/沖縄県

## 6 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西日本 沖縄支社	設備部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
(株)ドコモ C S 九州 沖縄支店		〒900-0025 那覇市壺川 3 丁目 3-5	098-833-7615
日本銀行 那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社 沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会 沖縄放送局	企画編成	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6- 21	098-865-2222
沖縄電力(株)	防災危機管理室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株) 九州支社 沖縄高速道路事務所	統括課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日本郵便(株) 沖縄支社	支店長室総務部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2215

出典：沖縄県地域防災計画 資料編（R3.6 修正）/沖縄県

## 7 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(一社) 沖縄県医師会	事務局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(公社) 沖縄県看護協会	事務局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
(一社) 沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運(株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
沖縄都市モノレール(株)	総務課	〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
日本トランスオーシャン航空(株)	路線事業部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
(社) 沖縄県婦人連合会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)	—	〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-860-3608
(一社) 沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
(社福) 沖縄県社会福祉協議会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1	098-887-2000
(一財) 沖縄観光 コンベンションビューロー	—	〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター	098-859-6123
(公社) 沖縄県トラック協会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
琉球放送(株)	経営管理本部	〒900-8588 那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
沖縄テレビ放送(株)	総務局	〒900-8604 那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111
(株) ラジオ沖縄	制作報道局	〒900-8604 那覇市西 1-4-8	098-869-2211
(株) エフエム沖縄	総務部	〒901-2525 浦添市小湾 40	098-877-2361
琉球朝日放送(株)	総務局	〒900-8510 那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
(一社) 沖縄県歯科医師会	—	〒901-1105 南風原町字新川 218-1	098-996-3561

出典：沖縄県地域防災計画 資料編 (R3.6 修正) / 沖縄県

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖縄県国際交流・人材育成財	—	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄県ホテル旅館 生活衛生同業組合	—	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
沖縄県歯科医師会	—	〒901-2134 浦添市港川 1-36-3	098-877-1811
沖縄県獣医師会	—	〒900-0024 那覇市古波蔵 112	098-853-8001
(一社) 沖縄県建設業協会	—	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合 会	—	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	—	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	—	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1 階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	—	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676

## 資料編

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖縄県商工会連合会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター	098-859-6150
那覇商工会議所	—	〒900-0033 那覇市久米 2- 2-10	098-868-3758
浦添商工会議所	—	〒901-2567 浦添市勢理客 4-13-1 浦添市産業振興センタ	098-877-4606
沖縄商工会議所	—	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20	098-938-8022
宮古島商工会議所	—	〒906-0012 宮古島市平良字西里 240-2 琉球ビル 3F	0980-72-2779
沖縄県ハイヤー・タクシー協会	—	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
沖縄県交通安全協会連合会	—	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	—	〒901-0405 八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871

出典：沖縄県地域防災計画 資料編（R3.6 修正）/沖縄県

## 24 うるま市の主な災害等の履歴

## うるま市の主な災害等の履歴

	発 生 年 月 日	災 害 名 称	被 害 の 概 要	備 考
①	平成 17 年 6 月 14 日 ～17 日	平成 17 年 6 月梅雨前線豪雨	床上浸水 7 棟 床下浸水 7 棟 土砂崩れ 12 箇所等	● 浸水被害は主に 天願川水系の氾濫 による。
②	平成 18 年 5 月 25 日	平成 18 年 5 月豪雨	床上浸水 1 棟 床下浸水 1 棟 土砂崩れ 2 箇所等	
③	平成 18 年 6 月 10 日	平成 18 年 6 月長雨土砂災害	道路被害 2 箇所 土砂崩れ 7 箇所	● 江洲の地すべり で一時 7 世帯 21 名 に避難勧告を実施。
④	平成 18 年 7 月 8 日	平成 18 年台風第 3 号災害	住家一部破損 2 棟 公共施設等被害額 4,700 千円 農産被害額 1,226 千円	
⑤	平成 18 年 9 月 15 日	平成 18 年台風第 13 号災害	公共施設等被害額 202 千円 農産被害額 2,417 千円	
⑥	平成 19 年 3 月 15 日	大雨、洪水、竜巻による被害	住家一部破損 1 棟 非住家被害 1 箇所 農産被害 1,000 千円等	● 本市ではダウン バーストによる被 害とみられる。
⑦	平成 19 年 7 月 12 日	平成 19 年 7 月台風第 4 号災害	重傷者 1 名、軽傷者 1 名 住家全壊 1 棟、住家半壊 6 棟 住家一部破損 22 棟 床上浸水 3 棟、床下浸水 3 棟 非住家被害 24 箇所 船舶被害 8 隻 公共土木被害額 32,500 千円 公共施設等被害額 9,425 千円 農産被害額 18,723 千円 畜産被害額 7,100 千円 水産被害額 38,375 千円	
⑧	平成 19 年 7 月 14 日	平成 19 年 7 月 14 日 大雨による災害	床上浸水 1 棟 床下浸水 2 棟 土砂崩れ 1 箇所	
⑨	平成 19 年 8 月 11 日	平成 19 年 8 月 11 日～12 日 大雨による災害	床上浸水 1 棟 非住家被害 2 箇所 道路被害 2 箇所 土砂崩れ 1 箇所	

	発 生 年 月 日	災 害 名 称	被 害 の 概 要	備 考
⑩	平成 22 年 2 月 27 日	沖縄本島近海を震源とする地震 時 間：5 時 31 分頃 津波警報：5 時 33 分頃	最大震度 5 弱（糸満市） うるま市は震度 4 津波による被害は無し 勝連城址で石垣の一部崩壊 住家一部破損 2 箇所	●沖縄本島で震度 5 弱の揺れは 99 年ぶり。
⑪	平成 22 年 2 月 28 日	南米チリ中部で発生した巨大地震による津波	人的・物的の被害無し	●沿岸地域及び河川付近の 9,674 世帯、25,088 名に避難指示を発表。 ●避難所を市内 15 箇所に開設。（最大 522 名の避難を確認。）
⑫	平成 22 年 5 月 15 日 ～16 日	平成 22 年 5 月 15 日～16 日 大雨による災害	道路被害 1 箇所 土砂崩れ等 9 箇所	
⑬	平成 22 年 5 月 29 日 ～30 日	平成 22 年 5 月 29 日～30 日 大雨による災害	土砂崩れ等 9 箇所	
⑭	平成 22 年 8 月 27 日	平成 22 年 8 月 27 日 大雨による災害	床上浸水 6 棟 床下浸水 1 棟	
⑮	平成 23 年 5 月 28 日	平成 23 年台風第 2 号	負傷者 5 名 住家等被害 10 棟 土砂崩れ 1 箇所 農業被害額 344,912 千円	
⑯	平成 23 年 8 月 4 日	平成 23 年台風第 9 号	負傷者 7 名 床上浸水 1 棟 土砂崩れ 4 箇所 農業被害額 18,799 千円	
⑰	平成 24 年 9 月 15 日 ～16 日	平成 24 年台風第 16 号	住家半壊 1 棟 床上浸水 5 棟 公共土木被害額 20,000 千円 農業被害額 22,066 千円	
⑱	平成 24 年 9 月 28 日 ～29 日	平成 24 年台風第 17 号	重傷者 2 名、軽傷者 6 名 住家全壊 5 棟 住家半壊 2 棟 住家一部破損 5 棟 床上浸水 1 棟 公共土木被害額 25,000 千円 農業被害額 56,852 千円	



	発生年月日	災害名称	被害の概要	備考
⑱	平成24年11月7日 ～	沖縄ターミナル(株) 原油タンク浮屋根事故	TK-207 タンクの浮屋根が 沈降し、タンク内の原油がむ き出しになった。	●島嶼地域をはじめ、広い 範囲の地域において、長期 にわたり臭気被害に見舞わ れた。
⑳	平成26年7月7日 ～8日	平成26年台風第8号	軽傷1名 住家半壊1棟 床上浸水25棟 床下浸水7棟 土砂崩れ16箇所 車両浸水被害31台 公共土木被害額2,632千円 公共施設被害額4,377千円 文教施設被害額9,855千円 水道施設被害額1,500千円 農産等被害額11,138千円	●台風では初めてとなる 「暴風の特別警報」が発表 された。 ●天願川のはん濫により、 浸水被害が多数発生した。
㉑	平成26年10月10日 ～11日	平成26年台風第19号	重傷1名、軽傷3名 床上浸水6棟 床下浸水1棟 土砂崩れ2箇所 公共施設被害額1,576千円 農産等被害額42,513千円	
㉒	平成29年6月19日	平成29年6月19日 大雨による災害	土砂災害8箇所 冠水18箇所 床下浸水1棟	
㉓	平成30年7月1日～ 2日	平成30年台風第7号	負傷者1人	
㉔	平成30年9月29日	平成30年台風第24号	軽傷者1人 住家被害1棟 床下浸水1棟 土砂災害1箇所 道路損壊1箇所	
㉕	平成30年10月4日	平成30年台風第25号	土砂災害1箇所	
㉖	令和元年6月24日	令和元年6月24日 大雨による災害	土砂災害2箇所	
㉗	令和元年9月20日	令和元年台風第17号	軽傷者2人 住家被害1棟	
㉘	令和2年5月2日	令和2年5月2日 大雨による災害	土砂災害2箇所	
㉙	令和2年5月6日	令和2年5月6日 大雨による災害	土砂災害2箇所	

	発生年月日	災害名称	被害の概要	備考
③⑩	令和2年8月22日～ 25日	令和2年台風第8号	土砂災害4箇所	
③⑪	令和2年8月31日～ 9月2日	令和2年台風第9号	道路損壊1箇所 土砂災害1箇所	
③⑫	令和3年4月2日	令和3年4月2日 大雨による災害	道路損壊1箇所 床下浸水2棟	
③⑬	令和3年6月28日～ 7月1日	令和3年6月28日～7月 1日大雨による災害	床上浸水1棟 床下浸水7棟 土砂災害7箇所	
③⑭	令和3年7月19日～ 25日	令和3年台風第6号	死者1人	
③⑮	令和3年10月～	海底火山「福徳岡ノ場」 噴火による軽石の漂着		漁港等に軽石が漂着し、水 産業に多大な影響が出た。
③⑯	令和4年5月29日	令和4年5月26日～27 日大雨による災害	土砂災害2箇所	
③⑰	令和4年6月15日	令和4年6月15日 大雨による災害	土砂災害1箇所	
③⑱	令和4年9月3日～ 4日	令和4年台風第11号	軽傷者1人 土砂災害1箇所	
③⑲	令和5年5月18日	令和5年5月18日 大雨による災害	床上浸水5棟 床下浸水6棟	
④①	令和5年6月14日	令和5年6月14日 大雨による災害	床上浸水1棟 床下浸水6棟	
④②	令和5年8月24日	令和5年8月24日 大雨による災害	土砂災害1箇所	

## 25 避難確保計画作成および避難訓練実施の必要がある要配慮者利用施設一覧

No	分類	施設名称	住所	該当するハザード				
				洪水	土砂	高潮	津波	内水
1	社会福祉施設	特別養護老人ホームあやはし苑	与那城屋慶名 1410			○	○	○
2	社会福祉施設	介護老人保健施設いずみ苑	字栄野比 1150		○			
3	社会福祉施設	住宅型有料老人ホームうるま荘	字宇堅 1322-1			○	○	
4	社会福祉施設	有料老人ホーム川田ホームA棟	川田 431			○		
5	社会福祉施設	有料老人ホーム川田ホームB棟	川田 431			○	○	
6	社会福祉施設	さくらの家	勝連南風原 1950-2			○	○	
7	社会福祉施設	有料老人ホームとうもも	勝連南風原 4022-1					○
8	社会福祉施設	住宅型有料老人ホーム よかつの家	勝連平安名 1655-1					○
9	社会福祉施設	有料老人ホームさくら館	昆布 1835-54					○
10	社会福祉施設	住宅型有料老人ホーム家	川田 481-1 2階		○			
11	社会福祉施設	有料老人ホーム 大育の杜 結(むすび)	石川 2284-1				○	
12	社会福祉施設	住宅型有料老人ホーム おきなわ長寿苑	江洲 1370-1			○	○	
13	社会福祉施設	有料老人ホーム プライムガーデンうるま	前原 260-5 2、3、4階			○	○	
14	社会福祉施設	有料老人ホーム ルナサン	与那城屋慶名 1131-3			○	○	
15	社会福祉施設	プライムガーデンうるま	前原 260-5			○	○	
16	社会福祉施設	グループホーム ease	字宇堅 1322-1			○	○	
17	社会福祉施設	グループホーム かえでテラス	塩屋 258-3			○		
18	社会福祉施設	地域活動支援センターみほそ	石川 2-2-1			○	○	
19	社会福祉施設	就労サポートセンター ありん こ	宇堅 919					○
20	社会福祉施設	指定障害福祉サービス事業所 琉球薬草苑	栄野比 1207-46		○			
21	社会福祉施設	福祉支援ちゅら えのび	栄野比 805-1 ロイヤルヒルズ具志川 1階 101	○				
22	社会福祉施設	CORAL HOME	塩屋 363-10			○	○	
23	社会福祉施設	ステップホーム	字栄野比 939					○
24	社会福祉施設	指定障害者支援施設 栄野比の里	字栄野比 939					○
25	社会福祉施設	指定障害者支援施設 緑の里	字栄野比 939					○
26	社会福祉施設	就労支援センターアップ	字喜屋武 280-2 コーポ ラス 88 101室					○

## 資料編

No	分類	施設名称	住所	該当するハザード				
				洪水	土砂	高潮	津波	内水
27	社会福祉施設	One+	字前原 385-11 NEO ZONE レクサス jG 1階			○	○	
28	社会福祉施設	就労継続支援ホープうるま	勝連南風原 4059-1					○
29	社会福祉施設	チャレンジドセンターていだ	勝連平安名 1655-1 (3階)					○
30	社会福祉施設	グループホームしせいかい	上江洲 460					○
31	社会福祉施設	スーパーチャレンジセンターミ ライ いしかわ	石川 1-52-26			○	○	
32	社会福祉施設	就労支援事業所 ゆいまーる	石川 2-40-7			○	○	
33	社会福祉施設	生活訓練事業所 GranAmor	石川 411			○	○	
34	社会福祉施設	チャレンジド・ファームおきな わ	石川 1-52-31 隆盛ビル 1F			○	○	
35	社会福祉施設	指定障害者支援施設 美原の里	石川字東恩納 1517		○			○
36	社会福祉施設	デイサービスセンター美原 石 川	石川字東恩納 1518		○			○
37	社会福祉施設	就労継続支援 B型事業所ゆらら	石川 2-10-21			○	○	
38	社会福祉施設	GH GranAmor	石川 2-15-15			○	○	
39	社会福祉施設	プチ大夢	石川 2-36-4			○	○	
40	社会福祉施設	ひいらぎ	前原 260-1 アイリーハウス 1F			○	○	
41	社会福祉施設	奏・GH うるま天願 A	天願 137 A	○				○
42	社会福祉施設	就労継続支援 B型事業所心結	田場 1110-1 ブランドール 1階		○			○
43	社会福祉施設	あやはし苑	与那城屋慶名 1410			○	○	○
44	社会福祉施設	0w1	与那城桃原 135-4			○	○	
45	社会福祉施設	キッズワールドサポート Ocean II	宇堅 946-9					○
46	社会福祉施設	おきなわインターナショナル デイサービスうるま塩屋	塩屋 354-45			○	○	
47	社会福祉施設	サポートセンタースマイルキッ ズしおや	塩屋 355			○	○	
48	社会福祉施設	ちゃーげんき	塩屋 357-1			○	○	
49	社会福祉施設	ROSELLE CLUB T	塩屋 430-1 1階		○	○		
50	社会福祉施設	児童サポートこころ	塩屋 48-2		○			
51	社会福祉施設	サポートセンター スマイルキ ッズ ティーダ	塩屋 497-8 YOSHIMOTO HOUSE 2F			○	○	
52	社会福祉施設	こども発達支援センターあすい る	喜屋武 384-3-1 ひだまりひろば 2階					○

## 資料編

No	分類	施設名称	住所	該当するハザード				
				洪水	土砂	高潮	津波	内水
53	社会福祉施設	レア	江洲 2151-16					○
54	社会福祉施設	子育て療育支援センター うるま事業所	江洲 507					○
55	社会福祉施設	ACE	江洲 549-7 1F					○
56	社会福祉施設	果実の木 高江洲教室	高江洲 650-6		○			
57	社会福祉施設	ローゼルこども Day さぼーとV	昆布 1231-1					○
58	社会福祉施設	指定児童デイサービスセンター みどり	字栄野比 939					○
59	社会福祉施設	発達キッズ専門 相談訪問支援 にぬふぁー星	石川 2313-3・2F				○	
60	社会福祉施設	児童デイサービス ぷちたいむ	石川 2-36-4			○	○	
61	社会福祉施設	放課後等デイサービス ライフイズビューティフル	石川 838-10			○	○	
62	社会福祉施設	児童発達支援 happiness Woody	石川東山 1-21-4				○	
63	社会福祉施設	穂乃花	石川 2-9-29			○	○	
64	社会福祉施設	このひかり 赤野校	赤野 477-7				○	
65	社会福祉施設	サポートセンター すまいるさ っずまぁーる	川田 267-1			○	○	
66	社会福祉施設	保育所等訪問事業・にじいろバ ナナ	川田 481-1		○			
67	社会福祉施設	こどもトレーニングハウス・に じいろバナナ	川田 481-1		○			
68	社会福祉施設	コロニー児童デイサービスうる ま	前原 308-7			○	○	
69	社会福祉施設	KID`s サポートスターシップ	天願 1401	○				○
70	社会福祉施設	キッズワールドサポート Ocean	与那城照間 232-5 全 沖店舗B室			○	○	
71	社会福祉施設	Roselle Assosiation CLUB II	与那城照間 930			○	○	
72	社会福祉施設	やんちゃラッキー学童クラブ	西原 97-1					○
73	社会福祉施設	のびっ子学童クラブ	みどり町 6-20-5	○				○
74	社会福祉施設	百合が丘学童クラブ	大田 757					○
75	社会福祉施設	よつば学園中原学童クラブ	江洲 547-1					○
76	社会福祉施設	学童クラブグローウィング	赤道 9-10(2F)					○
77	社会福祉施設	れいんぼ学童クラブ	与那城屋慶名 3508 (1F)			○	○	○
78	社会福祉施設	大育学童クラブ	石川 2287-4					○
79	社会福祉施設	むぎの子学童クラブ	石川曙 3-3-9 仲地アパート A 棟 1 階		○			
80	社会福祉施設	白浜学童クラブ	石川白浜 2-6-8 1F			○	○	

## 資料編

No	分類	施設名称	住所	該当するハザード				
				洪水	土砂	高潮	津波	内水
81	社会福祉施設	sun 学童クラブ	豊原 354-1			○	○	
82	社会福祉施設	ゆめ学童クラブ	塩屋 335		○	○	○	
83	社会福祉施設	いしかわ児童館学童クラブ	石川 2-12-22			○	○	
84	社会福祉施設	なかきす児童センター学童クラブ	豊原 345-1			○	○	
85	社会福祉施設	南原学童クラブ	勝連南風原 305 (南原小学校敷地内)			○	○	
86	社会福祉施設	宮森学童クラブ	石川 1-46-1 (宮森小学校内)			○	○	
87	社会福祉施設	与那城学童クラブ	与那城屋慶名 530-1 (与那城小学校敷地内)			○	○	
88	社会福祉施設	あげなこども園	字安慶名 251					○
89	学校	宮森小学校	石川 1-46-1			○	○	
90	学校	城前小学校	石川 400			○	○	
91	学校	与那城小学校	与那城屋慶名 468-29			○	○	
92	学校	南原小学校	勝連南風原 279-1			○	○	
93	学校	具志川小学校	字具志川 3133				○	
94	学校	彩橋小中学校	与那城平安座 8169-1			○	○	
95	学校	石川中学校	石川 440-1			○	○	
96	学校	あげな中学校	字安慶名 40					○
97	学校	高江洲中学校	字豊原 769		○			
98	学校	具志川高校	喜仲 3-28-1					○
99	学校	N 高校	与那城伊計 224				○	
100	学校	沖縄高等特別支援学校	字田場 1243					○
101	保育施設	赤道こども園	字赤道 921					○
102	保育施設	あげなこども園	字西原 129					○
103	保育施設	あげなこども園分園	字安慶名 251					○
104	保育施設	具志川こども園	字具志川 3133				○	
105	保育施設	すくすくこども園	兼箇段 1171-10					○
106	保育施設	豊原まどかこども園	字豊原 230-1		○	○	○	
107	保育施設	わくわくこども園	字江洲 1380			○	○	○
108	保育施設	石川こども園	石川 2-12-34			○	○	
109	保育施設	まこときむたかこども園	勝連南風原 272-1			○	○	
110	保育施設	まこときむたかこども園分園	勝連南風原 279-1			○	○	
111	保育施設	与那城こども園	与那城屋慶名 468-1			○	○	
112	保育施設	ふくよか彩橋認定こども園 (ふくよか園舎)	与那城平安座 8146-1			○	○	



資料編

No	分類	施設名称	住所	該当するハザード				
				洪水	土砂	高潮	津波	内水
113	保育施設	ふくよか彩橋認定こども園 (彩橋園舎)	与那城平安座 8169-1			○	○	
114	保育施設	百合が丘保育園	字大田 757					○
115	保育施設	のびのびこどもの家 (のびのび保育園分園)	字前原 54			○	○	
116	保育施設	青いとり保育園	字塩屋 469-1			○	○	
117	保育施設	おとぎの森保育園 (青いとり保育園分園)	字塩屋 284-5			○	○	
118	保育施設	大育保育園	石川 2287-4					○
119	保育施設	美原保育園	石川東恩納 1512-3		○			○
120	保育施設	ラスカル保育園	石川 1916-7				○	
121	保育施設	むぎの子保育園	石川曙 3-3-10		○			
122	保育施設	なかよし保育園	石川白浜 1-4-51			○	○	
123	保育施設	みほそ小規模保育事業所	石川 439-2 うるま市 石川中学校ランチルーム 1F			○	○	
124	保育施設	みほそ第二小規模保育事業所	石川 440-1 うるま市 石川中学校ランチルーム 1F			○	○	
125	保育施設	野の花保育園	勝連平安名 405-1					○
126	保育施設	よつば南風原保育園	勝連南風原 22			○	○	
127	保育施設	ふくよか第2保育園	与那城屋慶名 467-13			○	○	
128	保育施設	KidsHaven International School	字昆布 1117-5					○
129	保育施設	タイニータウン モンテッソーリ インターナショナルプレ スクール	安慶名 2-23-56					○
130	保育施設	Smart Academy Uruma	西原 20-5 1F					○
131	保育施設	DA・VINCI INTERNATIONAL	上江洲 449-3		○			
132	保育施設	ナースリー保育園	江洲 427-3					○
133	保育施設	ちいきの幼稚園 緑が丘	勝連平安名 1791-1 2F					○
134	保育施設	ちいきの幼稚園 自由が丘	与那城 115-1					○
135	保育施設	アイビス赤崎保育園	石川赤崎 2-20-1 2F			○	○	
136	保育施設	わくわくこどもの家	兼箇段 1171-3					○
137	医療施設	いずみ病院	栄野比 1150		○			
138	医療施設	ぐしかわ皮フ科	みどり町 4-19-1					○
139	医療施設	宮里眼科	石川東山 1-22-2				○	
140	医療施設	あさと整形クリニック	石川 1-16-16			○	○	
141	医療施設	よざ耳鼻咽喉科	石川 2381-1			○	○	○
142	医療施設	医療法人徳洲会	与那城屋慶名 467-111			○	○	

資料編

No	分類	施設名称	住所	該当するハザード				
				洪水	土砂	高潮	津波	内水
		与勝あやはしクリニック						
143	医療施設	みのり内科クリニック	石川 2408			○	○	
144	医療施設	東山整形外科	石川東山 2-30-14					○
145	医療施設	とくだ心療内科	字江洲 547-2					○
146	医療施設	しらはま内科	石川白浜 1-2-3			○	○	
147	医療施設	石川医院	石川 2-21-5			○	○	
148	医療施設	いしかわ脳とこころの診療所	石川 2-1-7 石川中央団地店舗 103			○	○	
149	医療施設	医療法人うるまの杜カヨウ眼科	石川白浜 2-13-12				○	○
150	医療施設	かつれん耳鼻科クリニック	勝連平安名 1655-1-1					○
151	医療施設	いしはらクリニック	喜屋武 384-3-2 きゃん メディカルプラザ 1A					○
152	医療施設	さくもと内科クリニック	喜屋武 384-3-2 きゃん メディカルプラザ 2B					○
153	医療施設	出張さんばステーションうるま 助産院むすびや	勝連南風原 838-1 サザンウインドウ 401			○	○	
154	医療施設	助産院ばぶばぶ	与那城平安座 8137-1			○	○	

## 26 報告様式等

No	様式名	計画の該当箇所	
		項目	ページ
1	概況調査票	第2編 第1章 第4節 5(2)	172
2	災害即報様式第1号	第2編 第1章 第4節 5(2)	172
3	災害即報様式第2号	第2編 第1章 第4節 4	170
4	災害報告様式第1号	第2編 第1章 第4節 4	170
5	災害報告様式第2号	第2編 第1章 第4節 4	170
6	災害調査票	第2編 第1章 第4節 6(2)	173
7	自衛隊災害派遣要請依頼書	第2編 第1章 第6節 11	183
8	避難者等カード及び避難者台帳	第2編 第1章 第8節 2(5)	191
9	緊急通行車両確認証明書	第2編 第1章 第14節 1(3)	211
10	生活必需品等の供給状況	第2編 第1章 第19節 2	226
11	救援物資受領証	第2編 第1章 第20節 2(1)	228
12	義援金受領証	第2編 第1章 第20節 3(1)	228
13	行方不明者届出書	第2編 第1章 第22節 2	235
14	遺体台帳	第2編 第1章 第22節 3	237
15	身元不明遺体台帳	第2編 第1章 第22節 4	237
16	遺体埋火葬台帳	第2編 第1章 第22節 5(2)	237
17	身元不明遺体埋火葬台帳	第2編 第1章 第22節 5(3)	237
18	物的公用負担通知書	第2編 第1章 第29節 4(2)	256
19	公用令書	第2編 第1章 第29節 4(2)	256
20	災害ボランティア登録名簿	第2編 第1章 第31節 2	259
21	罹災証明書・罹災届出証明書交付申請書	第2編 第2章 第2節 3(1)	274
22	罹災証明書	第2編 第2章 第2節 3(1)	274

概況調査票（参集後に各自で記入すること）

全体統括班整理番号

●報告者氏名						
●災害対策部班名		部			班	
●参集報告						
参集日時		年	月	日	時	分
●見聞情報（参集時に見聞した情報）						
・ 自宅付近の状況（あなたの自宅の住所等も記入すること）						
・ 道路の状況						
・ 建物被害の状況						
・ 救助者の有無						
・ 火災の発生状況						
・ その他気付いたこと						
火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び統括情報部全体統括班に連絡する						
●地図・略図						

## 災害即報様式第1号

## 災害概況即報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	う る ま 市
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
<p style="text-align: center;">*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p> <p>被害集中地域 …</p>										
応急対策の状況										

※ 第1報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名		うるま市		区 分		被 害	
災 害 名 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha		
	第 報			冠 水	ha		
報 告 者 名	( 月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
文 教 施 設		箇 所					
病 院		箇 所					
道 路		箇 所					
橋 り よ う		箇 所					
河 川		箇 所					
港 湾		箇 所					
砂 防		箇 所					
清 掃 施 設		箇 所					
が け 崩 れ		箇 所					
鉄 道 不 通		箇 所					
被 害 船 舶		隻					
水 道		戸					
電 話		回 線					
電 気		戸					
ガ ス		戸					
ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所					
床 上 浸 水		棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水		棟		罹 災 世 帯 数		世帯	
		世帯		罹 災 者 数		人	
		人		火 災 発 生			
公 共 建 物		棟		建 物		件	
そ の 他		棟		危 険 物		件	
				そ の 他		件	

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1. 設 置 年 月 日 時 分 2. 廃 止 年 月 日 時 分 3. 避 難 状 況 4. 応 援 要 請 の 概 要 5. 応 急 措 置 の 概 要 6. 救 助 活 動 の 概 要 7. そ の 他 の 措 置
公 立 文 教 施 設	千 円				
農 林 水 産 業 施 設	千 円				
公 共 土 木 施 設	千 円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円				
小 計	千 円				
そ の 他	農 産 被 害	千 円			
	林 産 被 害	千 円			
	畜 産 被 害	千 円			
	水 産 被 害	千 円			
	商 工 被 害	千 円			
そ の 他	千 円				
被 害 総 額	千 円			災 害 救 助 法 の 適 用	有 ・ 無
				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人
				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人
備 考					
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況					

※ 被害額は省略できるものとする。

※ 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。



災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名		うるま市		区 分		被 害		
災 害 名		災害名		田	流失・埋没	ha		
・					冠 水	ha		
確 定 年 月 日		月 日 時確定			畑	流失・埋没		ha
						冠 水		ha
報 告 者 名				文 教 施 設		箇所		
				病 院		箇所		
				道 路		箇所		
				橋 り よ う		箇所		
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他	河 川	箇所		
	行方不明者	人			港 湾	箇所		
	重 傷	人			砂 防	箇所		
	軽 傷	人			清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		他	が け 崩 れ	箇所		
		世帯			鉄 道 不 通	箇所		
		人			被 害 船 舶	隻		
	半 壊	棟			水 道	戸		
		世帯			電 話	回線		
		人			電 気	戸		
	一 部 破 損	棟			ガ ス	戸		
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
	床 下 浸 水	棟			罹 災 世 帯 数	世帯		
世帯			罹 災 者 数	人				
人			火 災 発 生					
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物	件				
	そ の 他	棟	危 険 物	件				
			そ の 他	件				

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1. 設 置 年 月 日 時 分	
公 立 文 教 施 設	千円				2. 廃 止 年 月 日 時 分	
農 林 水 産 業 施 設	千円				3. 避 難 状 況	
公 共 土 木 施 設	千円				4. 応 援 要 請 の 概 要	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				5. 応 急 措 置 の 概 要	
小 計	千円				6. 救 助 活 動 の 概 要	
そ の 他	農 産 被 害	千円			7. そ の 他 の 措 置	
	林 産 被 害	千円			災 害 救 助 法 の 適 用	
	畜 産 被 害	千円			有 ・ 無	
	水 産 被 害	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	
商 工 被 害	千円			人		
そ の 他	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数		
被 害 総 額	千円			人		
備 考	災 害 発 生 場 所					
	災 害 発 生 年 月 日					
	災 害 の 種 類 概 況					
	消 防 機 関 の 活 動 状 況					
そ の 他 ( 避 難 の 勧 告 ・ 指 示 の 状 況 )						

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

公立文教施設被害

市町村名（うるま市）

学校名	位置	被害程度	被害金額 千円	備考
計				

注：「位置」は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名(うるま市)

被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注：1 この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。  
 2 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公共土木施設被害

市町村名(うるま市)

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

- 注：1 この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。  
 2 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。  
 3 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。



その他の公共施設被害

市町村名(うるま市)

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額 千円	備考
計					

## 農 産 被 害

市町村名（う る ま 市）

1. 農作物被害

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単 価	被害金額	備 考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被害数量	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	

注：「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

## 林 産 被 害

市町村名（う る ま 市）

1. 林産物等被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

- 注：1 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。  
 2 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

## 畜 産 被 害

市町村名（うるま市）

1. 家畜等

家 畜 等	被 害 数 量	単 価	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注：「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。



## 水 産 被 害

市町村名（うるま市）

1. 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
トン		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

- 注：1 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。  
 2 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

市町村名(うるま市)

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注:「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害名									
区分		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
軽傷		人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
床上浸水	棟								
	世帯								
床下浸水	棟								
	世帯								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	がけ崩れ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
罹災世帯数	世帯								
罹災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								

## 《災害即報様式第1号の記入要領》

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況。
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況。
	その他これらに類する災害の概況。		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

## 《災害即報様式第2号の記入要領》

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況



## 《被害状況判定基準》

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
	災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の医療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。
住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属品が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とする。また、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経

資料編

被害区分		判定基準
住家の被害		済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設は、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
その他	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。

被害区分		判定基準
の	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
他	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
の	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
被	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
害	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設その他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 災害調査票

(調査行政区名： )

災害名		
災害発生年月日		
調査員	調査年月日	
	課名	
	氏名	

## 注意事項

- 1 本調査は本部長からの指示後、10日以内に完了、報告を目指すものとする。
- 2 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。但し、浸水の場合は浸水程度を記入。
- 3 備考欄に具体的な被害状況を記入。

所在地 世帯主氏名及び 店舗・事務所名	建物の 用途	主たる 被害の 原因	被害区分				その他	人的 被害	備考
			住家		非住家				
			浸水	損壊	公共建物	その他			
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		
	住宅・店舗事 務所・工場・そ の他	浸水・土砂・風 災・火災・震災・ その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道ガ ス・電話地す べり等		



自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 様

うるま市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1)災害状況

(2)派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1)活動希望区域

(2)活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 様

うるま市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考となるべき事項





〔 証明書 〕

第 号		年 月 日	
<b>緊急通行車両確認証明書</b>			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行なう車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

※ 用紙は、日本産業規格A5とする。



## 生活必需品等の供給状況

作成者				整理番号				
住家被害程度	世帯主氏名及び住所	世帯構成人員	供給月日	供給物資				供給額計
				品名				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				

※「住家被害区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。

「供給物資」欄に、品名、単価及び数量を記入すること。

## 救 援 物 資 受 領 証

(整理番号 )

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領いたしました。  
ご厚意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

うるま市災害対策本部長

うるま市長

印

義 援 金 受 領 証

(整理番号 )

金 額 ¥ \_\_\_\_\_

以上のとおり受領いたしました。  
ご厚意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

うるま市災害対策本部長

うるま市長

印



遺 体 台 帳 (安置所名 : )

整理 番号	死亡者氏名	性 別	年 齢	住 所	死 亡 理 由	遺体発見日時 及び場所	遺族又は身元引受人			検視、洗浄等 の 状 況	遺体の特徴、 遺留品等の状況
							住 所	氏 名	死亡者 との関係		

資料編-107

資料編

※ 年齢が確定できない場合は○歳代や○歳から○歳頃と記入し、遺体の特徴や遺留品等の状況を細かく記入する。

※ 身元が確認できない遺体については、死亡者氏名欄に「不明」と記載するとともに、身元不明遺体に特化した台帳を作成する。



身 元 不 明 遺 体 台 帳 (安置所名 : )

整理番号	性別	年齢	死 亡 理 由	遺体発見日時及び場所	検視、洗浄等 の 状 況	遺体の特徴、 遺留品等の状況

- ※ 整備番号は、遺体台帳と整合すること。
- ※ 年齢は、○歳代や○歳～○歳頃と記入すること。
- ※ 遺体の特徴や遺留品等の状況を細かく記入するものとする。

### 遺 体 埋 火 葬 台 帳

整理 番号	埋 火 葬 者			遺 骨 引 取 人			埋火葬場所	納骨場所	遺体の特徴、遺留品の状況 ※身元不明遺体の場合に記入
	氏 名	性別	年齢	住 所	氏 名	死亡者との関係			

- ※ この台帳への記録は、埋火葬を行った者が市長である場合に記入すること。
- ※ 身元不明遺体の埋火葬を実施する場合には、身元不明遺体埋火葬に特化した台帳を作成すること。
- ※ 整理番号は、遺体台帳と必ず一致させること。(遺体安置所が複数設置されている場合は、安置所名を氏名欄の下段に記入すること。)

## 身元不明遺体埋火葬台帳

整理番号	性別	年齢	埋火葬場所	納骨場所	遺体の特徴、遺留品の状況 ※身元不明遺体の場合に記入

資料編-110

資料編

- ※ この台帳への記録は、埋火葬を行った者が市長である場合に記入すること。
- ※ 身元不明遺体の埋火葬を実施する場合には、遺体の特徴や遺留品の状況を細かく記入すること。
- ※ 整理番号は、身元不明遺体台帳と必ず一致させること。(遺体安置所が複数設置されている場合は、安置所名を氏名欄の下段に記入すること。)



## 【公用令書（災害対策基本法 71 条関係）】

(従事命令、協力命令)

従事第 号  <p style="text-align: center;">公 用 令 書</p> 住所 氏名  災害対策基本法第 7 1 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。  年 月 日 処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出張すべき場所	

(備考：用紙は日本産業規格 A 5 とする)



(保管命令)

管理第	号	<b>公 用 令 書</b>		
住所 氏名				
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名				印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考：用紙は日本産業規格A5とする)



(変更)

管理（使用、収用）第 号
<b>公 用 変 更 令 書</b>
住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を 次のとおり変更しましたので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。
年 月 日
処分権者 氏名 印
変更した処分内容

(備考：用紙は日本産業規格A5とする)

(取消)

取消第	号
<b>公 用 取 消 令 書</b>	
住所 氏名	
災害対策基本法第71条に基づく公用令書( 年 月 日 第 号)にかかるとん処分を取り消 したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	
処分権者 氏名 印	

(備考：用紙は日本産業規格A5とする)





(第1号様式)

## 罹災証明書・罹災届出証明書交付申請書

年 月 日

うるま市長 様

次のとおり罹災したので、証明書の交付を申請します。

申請者	住所		Tel ( ) -	
	(現在の連絡先)			
	同上 ・		Tel ( ) -	
	(フリガナ)			
氏名				
代理人 <small>(申請者本人が提出する場合は記入不要です。)</small>	住所		Tel ( ) -	
	(フリガナ)		申請者との関係	<input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> その他(委任状必要)
	氏名			
罹災世帯の 構成員	氏名	続柄	年齢	
		世帯主		
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住家 ( <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名: ) )			
	<input type="checkbox"/> 非住家等 ( <input type="checkbox"/> 車両 (メーカー: 車名: 標識番号: ) <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> カーポート <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )			
罹災場所	うるま市 (アパート等の名称)			
罹災の原因	年 月 日に発生した <input type="checkbox"/> 台風 ( ) 号 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
被害の状況	※出来るだけ詳しくご記入ください。			
使用目的	<input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援制度 <input type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> 見舞金 <input type="checkbox"/> 税等の減免 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
う企危第 号				
<b>罹災届出証明書</b>				
上記のとおり罹災の届出があったことを証明します。				
年 月 日				
うるま市長				印
<b>【自己判定方式にて交付する場合】</b> <input type="checkbox"/> 「準半壊に至らない(一部損壊)」という調査結果に同意します。 ・自己判定方式の場合、持参いただいた写真による確認をもって調査に代えるため実地調査を行いません。 ただし、住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。 ・一度、自己判定方式により受けた、罹災判定結果の変更はできませんのであらかじめご了承ください。				

<罹災証明書について>

- ・本市で発生した災害により被害を受けた「住家」について「被害の程度」を証明するものです。

<罹災届出証明書について>

- ・本市で発生した災害により住家以外の不動産又は動産（家財や自動車など）や、罹災後1年以上経過した住家の被害を生じた旨の届出がなされた事実を証明するものです。  
※民事上の権利義務関係には効力を有するものではありません。
- ・罹災届出証明書は、被害の程度（全壊・半壊等の被害）を証明するものではありません。
- ・添付書類として「写真」「罹災状況が分かる書類（見積書、請求書）」等の添付をお願いします。

<車両の証明について>

- ・車両が被災した場合は「破損箇所」と「標識番号」が確認できる写真及び「見積書または請求書等」の添付をお願いします。証明は「罹災届出証明書」となります。

<被害の状況欄について>

※被害の事実だけを箇条書きに記入してください。

例：風で瓦が飛んだ。1階の床上まで浸水した。北側の壁に亀裂が発生した。車が水没した。

※人名（個人名又は個人（法人）を特定する内容）は記入しないでください。

※被害の事実以外のことは、証明できません。

この証明書は原則として一世帯に一枚の発行となりますので大切に保管してください。

(第2号様式)

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

うるま市長

印